

海老名市教育委員会

(平成28年 3月 定例会議事日程)

日時 平成28年 3月11日(金)

午後 2時00分

場所 海老名市役所701会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 3 号 海老名市えびなっ子しあわせ懇談会の設置について

日程第 2 報告第 4 号 海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱の制定について

日程第 3 議案第 3 号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

日程第 4 議案第 4 号 平成27年度(平成26年度対象)教育委員会事務の点検・評価報告書について

日程第 5 議案第 5 号 県費負担教職員の人事異動について(非公開事件)

日程第 6 議案第 6 号 平成28年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について(非公開事件)

海老名市教育委員会

平成28年3月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 2月12日（金） 教育委員会2月定例会
最高経営会議
- 13日（土） P T A活動研究集会・情報交換会
- 15日（月） 中新田小学校朝会
第3回学校応援団会議
学校経営在り方研究会
- 16日（火） 幼保小中連絡協議会
新採用教職員終了時研修会
- 17日（水） 学校予算要望校長会への回答
校長連絡会
- 18日（木） 海老名郵便局長来庁
図書館指定管理者連絡会
現職教育運営協議会
- 19日（金） 社会教育委員会議
- 21日（日） モラロジー生涯学習セミナー
- 22日（月） 臨時校長会（人事異動）
校内研究担当者会議
学校体育担当者会議
- 23日（火） ひびきあう教育研究発表会（海西中）
- 24日（水） 臨時最高経営会議
第4回教育支援委員会
- 25日（木） 市長定例記者会見
えびなっ子しあわせプラン懇談会
- 26日（金） 市議会第1回定例会本会議（開会）
- 28日（日） 第6回教育総合会議
学童保育クラブ教育長と語る会

3月 1日 (火)	朝のあいさつ運動 特学親の会 代表質問答弁ヒアリング えびなっ子しあわせプラン推進会議
2日 (水)	有馬高校卒業式
3日 (木)	市議会第1回定例会本会議 (代表質問) 自分の命を守る学習計画作成委員会 授業改善の手引き作成員会
4日 (金)	白石市訪問 (学校見学)
5日 (土)	白石市訪問
6日 (日)	新入学児童運動能力測定
7日 (月)	大谷小学校朝会訪問 一般質問答弁ヒアリング
8日 (火)	一般質問答弁ヒアリング
9日 (水)	教育課題研究会
10日 (木)	文教社会常任委員会 海老名警察署長あいさつ
12日 (金)	教育委員会3月定例会

2 教育長職務代理者について

教育長職務代理者については、教育委員会制度の法改正により、平成27年度より、私が指名することとなっています。

私としては、教育委員に年度ごとの輪番制で行っていただきたいという考えで、今年度は、松樹俊弘委員を指名しました。

平成28年度については、平井委員にお願いしたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

なお、平成29年度は岡部二九雄委員に、平成30年度は海野恵子委員にお願いする予定です。

平成28年度海老名市教育委員会教育長職務代理者に平井照江委員を指名します。



3 「組み体操」の扱いについて

昨年の大阪での「組み体操」の技の規制から始まり、千葉県内を中心に「組み体操」を禁止する動きが広まっているところです。

本市では、「組み立て体操」として小学校運動会の高学年の演技として全小学校で取り組まれています。

しかしながら、毎年、練習中のケガが発生していて、骨折等の大きな事故も起こっています。

子どもたちが協力して、ひとつの技や演技を作り上げる達成感、成就感が得られるという教育的効果を含め、子どもたち自身からやり遂げたことの喜びの声が聞かれるところです。また、保護者からは、演技をとおして、子どもの成長に感動したという声があるところです。

私としては、子どもの安全を最優先に配慮すべきであるという考えを基本に、現在、保護者の意見、学校の意見を把握しているところです。次年度の運動会が、6月初めには実施されることから、それをもとに、年度内に、臨時教育委員会を開催して、教育委員会としての方針を決定したいと考えていますので、よろしくお願いします。

4 平成28年市議会第1回定例会一般質問について

本定例会では、次のとおり、10名の議員さんから19項目についての一般質問の通告がありました。

【田中ひろこ議員】

○子どもの居場所づくりについて

- ・まなびっこクラブについて
- ・教育支援センターえびりーぶについて
- ・子どもの居場所としての図書館について

【西田ひろみ議員】

○子どもの貧困対策について

【氏家康太議員】

- 食の創造館での異物混入について
- 図書館の館長職について

【山口良樹議員】

- 中央図書館のリニューアルオープン後に起きた著作権侵害事件について

【永井浩介議員】

- 主権者教育について

【相原志穂議員】

- 学校教育について
 - ・各学校の人数・クラスの人数の多少について
 - ・現状の学習支援・個別学習について
 - ・普通学級と特別支援学級の取り組みについて
- 海老名市小学校学区の通学路の安全確保について

【佐々木弘議員】

- 市立図書館について

【松本正幸議員】

- 子ども・青年に対する施策について

【宇田川希議員】

- 教育行政について
 - ・異物混入マニュアル作成後の効果と食の創造館の運営管理について
 - ・市長と教育長による通学路総点検後の検証結果と今後の取り組みについて
 - ・市内小学校の校庭芝生化の今後について
 - ・組み体操についての市の考え方と安全について

【中込淳之介議員】

- 市役所本庁舎と小中学校の防災対策について
 - ・防火シャッターの安全対策と開閉の時の教職員への学校施設の訓練について

子どもの貧困と居場所づくり、通学路や給食での異物混入、図書館についての質問が複数出されているところです。

子どもの貧困については、その増加が社会問題化する中で、子どもや若者の支援をどのように行っていくことがよいのかということになります。

通学路や学校の安全対策については、最優先の課題ですが、道路状況によっては、すぐに解決できない箇所もあり、行政として対策を取ることには大前提ですが、まわりの大人の子どもの安全に対する配慮が必要なところです。

図書館については、ご承知のとおり、現在、市民からの訴えにより、裁判が行われている案件であり、指定管理者の評価等に関する言及はできない状況にあります。

主権者教育や特別支援教育については、選挙権年齢の引き下げ、インクルーシブ教育の推進などの動向をどう受け止めて対応していくかが問われているところです。



報告第3号

海老名市えびなっ子しあわせ懇談会の設置について

別紙のとおり、海老名市えびなっ子しあわせ懇談会の設置について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成28年3月11日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市えびなっ子しあわせ懇談会の設置に関し、必要な事項を定めたため

海老名市えびなっ子しあわせ懇談会の設置について

1 趣旨

海老名市の 21 世紀の教育理念である「ひびきあう教育」の推進並びにその具体的な方策である「えびなっ子しあわせプラン」の実現に向けて、今日的な教育課題の解決に向けた取組の方向性などについて、教育関係者など知識経験を有する者から広く意見を聴き、今後の教育行政に反映させるため海老名市えびなっ子しあわせ懇談会を設置する。

2 概要

- 委員は 5 名以内とする。任期は 3 年。
 - ・教育関係者、有識者など
- 助言者、情報提供者として教育の専門家（大学教授等）を招聘することができる。
- 事務局は教育総務課に置く。
- 平成 28 年 1 月 1 日設置

3 その他

平成 28 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

- ①秋島 優子（元市立中学校校長）
- ②高村 恵（元市立中学校校長） の 2 名を委嘱

なお、平成 27 年度教育委員会事務の点検・評価において、有識者の知見として活用した。

海老名市えびなっ子しあわせ懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市の21世紀の教育理念である「ひびきあう教育」の推進並びにその具体的な方策である「えびなっ子しあわせプラン」の実現に向けて、今日的な教育課題の解決に向けた取組の方向性などについて、教育関係者など知識経験を有する者から広く意見を聴き、今後の教育行政に反映させるため海老名市えびなっ子しあわせ懇談会（以下「しあわせ懇談会」という。）を設置し、その組織等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 しあわせ懇談会は、委員5名以内で組織する。

- 委員は、知識経験を有する者（教育に関する有識者、教育関係者等をいう。）のうちから教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第4条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

- 委員の報酬は、日額 10,400円とする。

(会議)

第5条 会議は、教育長が招集し、教育長が議長となる。

- 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見、説明等を聴くことができる。
- 教育長は、大学教授等教育の専門家を会議の助言者として招聘することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 平成28年1月1日に委嘱された委員の任期は、第3条第1項の規定に係わらず、平成30年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、会議の廃止をもって効力を失う。

報告第4号

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱の制定について

別紙のとおり、海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成28年3月11日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

特別支援教育校外学習活動における保護者の負担を軽減するために、当該活動に要する経費を補助したいため

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱について

1. 目的

市が特別支援教育校外学習活動を実施するにあたり、交通費・宿泊費等の費用について、保護者の支出に係る負担を軽減するため。

2. 対象者

海老名市立小中学校特別支援学級在籍児童生徒の保護者

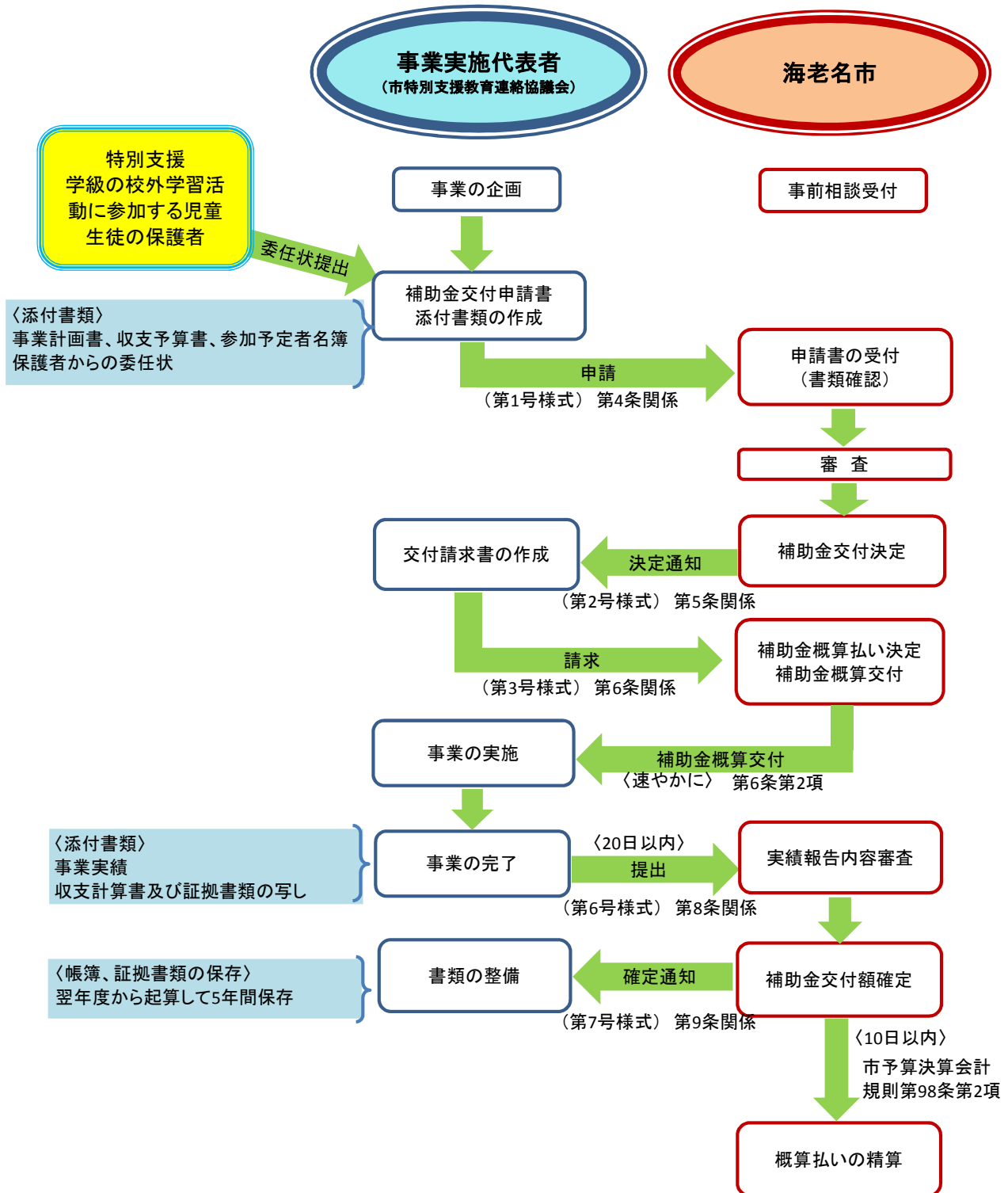
3. 補助金額

区 分	補助金額の上限 (参加児童生徒一人あたり)
小学校特別支援学級合同宿泊	10,000 円
中学校特別支援学級合同遠足	10,000 円

4. 設定年限

特別支援学級在籍児童生徒にとってたいへん有意義で必要な学習活動であることから、今後も継続的に補助することが必要である。

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金 申請から補助金交付までの流れ



【事務担当】 教育指導課 教育支援係

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、海老名市が特別支援教育校外学習活動推進事業として実施する校外学習活動（以下「校外学習活動」という。）に参加する児童生徒の保護者の負担の軽減を図るため、児童生徒の校外学習活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和 58 年規則第 12 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助の対象)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、校外学習活動に参加する児童生徒の保護者とし、校外学習活動の実施代表者に委任することにより交付の申請を行うものとする。

(補助金の額)

第 3 条 補助の対象は、校外学習活動に要する経費で次に掲げるものとする。ただし、他の補助制度の対象となる経費は除く。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 見学料
- (4) その他市長が必要と認めた経費

2 補助金の額は、前項の経費の合計額とし、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校特別支援学級合同宿泊 参加児童 1 人あたり上限 10,000 円
- (2) 中学校特別支援学級合同遠足 参加生徒 1 人あたり上限 10,000 円

(交付の申請)

第 4 条 第 2 条の規定により申請の委任を受けた校外学習活動の実施代表者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする事業（以下「補助事業」とい

う。)について、海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参加予定者名簿
- (4) 保護者からの委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、速やかに海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者へ概算払いにて速やかに補助金を交付するものとする。

(事業の変更又は中止)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更又は補助事業を中止しようとするときは、海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付変更・中止申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは承認し、速やかに海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付変更・中止決定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市特別支援教育校外学習

活動推進事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長に報告しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる書類は、第5条に定める交付申請において提出したものから変更があった場合のみ添付することとする。

- (1) 事業実績内訳書
- (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
- (3) 参加者名簿
- (4) 保護者からの委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者へ通知する。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存して置かなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(4) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者

印

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付申請書

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金の交付を受けたいので、海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請いたします。

1 交付申請額 _____ 円

2 事業期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日まで

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 参加予定者名簿

(4) 保護者からの委任状

4 その他参考となる資料

様

海老名市長

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金の交付について、海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

団体名

代表者

印

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付請求書

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金として、海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり請求いたします。

1 請求額 円

2 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合) (支店・支所)

口座番号 普・当 No.

口座名義 (カタカナ)

海老名市長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者

印

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付変更・中止申請書

年 月 日付け 号により交付決定を受けた海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金について、次のとおり変更・中止したいので、海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

1 変更・中止の内容

事業名	変更・中止前	変更・中止後

2 変更・中止の理由

3 既交付決定額 _____ 円

4 変更・中止後の交付申請額 _____ 円

様

海老名市長

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付変更・中止承認通知書

年 月 日付け 号で補助の交付を決定した海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金について、下記のとおり決定したので、海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

1 区分 変更 中止

2 変更・中止の理由

3 既交付決定額 _____ 円

4 変更・中止後の交付決定額 _____ 円

海老名市長 殿

所在地

団体名

代表者

印

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金に係る事業が完了したので、海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

- 1 補助金の名称 海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金
- 2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
 - (3) 参加者名簿（変更分）
 - (4) 保護者からの委任状（追加分）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金について、海老名市特別支援教育校外学習活動推進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので、通知します。

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

議案第3号

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正
について

別紙のとおり、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則第1号）の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成28年3月11日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

平成28年4月1日施行予定の機構改革に伴う所要の措置

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

1 改正を要する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則

2 改正理由

機構改革（平成 28 年 4 月 1 日施行）に伴う所要の措置

3 改正内容

※主な改正点

①課及び係等の再編に伴う名称変更

②課及び係等の事務分掌の改正

※別紙改正文及び新旧対照表のとおり

4 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

5 その他

附則において「海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則」の一部改正を行う。

※室及び室長の追加

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を
改正する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則
第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号及び第3号を削り、同項に次の3号を加える。

- (2) 就学支援課
- (3) 教育支援課
- (4) 学び支援課

第3条第2項の表を次のように改める。

教育総務課	総務係 施設係 文化財係
就学支援課	就学支援係 保健給食係
教育支援課	指導係 支援係
学び支援課	学び支援係 若者支援室

第3条第3項中「課長」を「課の長」に改める。

第6条中「教育指導課」を「教育支援課」に改める。

第9条中「教育指導課」を「学び支援課」に改める。

別表第1教育総務課の部庶務係の項中「庶務係」を「総務係」に改め、同部教育施設係の項中「教育施設係」を「施設係」に改め、同表学校教育課の部中「学校教育課」を「就学支援課」に改め、同部学校教育係の項中「学校教育係」を「就学支援係」に改め、教育指導課の部中「教育指導課」を「教育支援課」に改め、同部教育指導係の項中「教育指導係」を「指導係」に改め、同部教育支援係の項中「教育支援係」を「支援係」に改め、同部児童育成係の項を削り、同表に次のように加える。

学び支援課	学び支援係	(1) 社会教育に関すること。 (2) 社会教育関係団体（体育関係を除く。）の
-------	-------	--

		指導助言に関すること。 (3) 放課後児童健全育成に関すること。 (4) 図書館に関すること。
	若者支援室	(1) 青少年施策に関すること。

別表第2中「教育指導課」を「教育支援課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正)

2 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則(昭和46年教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「設けられた係」の次に「及び室」を、「係長」の次に「及び室長」を加え、同条第6項中「係長」の次に「及び室長」を、「、係」の次に「及び室」を加える。

第3条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年10月1日教委規則第1号）新旧対照表

（傍線の部分は、改正部分）

新（改正案）	旧（現行）														
<p>海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、海老名市教育委員会の権限に関する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び教育機関の系統的組織を確立するとともに、事務分掌を明確にし、併せて職員の服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部の設置）</p> <p>第2条 事務局に所掌事務を処理するため、教育部を置く。</p> <p>（課の設置）</p> <p>第3条 部に次に掲げる課を置く。</p> <p>（1） 教育総務課 （2） 就学支援課 （3） 教育支援課 （4） 学び支援課</p> <p>2 前項の課に次に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" data-bbox="114 890 869 1074"> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務係 施設係 文化財係</td> </tr> <tr> <td>就学支援課</td> <td>就学支援係 保健給食係</td> </tr> <tr> <td>教育支援課</td> <td>指導係 支援係</td> </tr> <tr> <td>学び支援課</td> <td>学び支援係 若者支援室</td> </tr> </table> <p>3 第1項に定める課の長は、必要があると認めるときは、教育長の承認を得て係その他特別の組織を設けることができる。</p> <p>（課の事務分掌）</p> <p>第4条 前条に定める課の事務分掌は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（附属機関）</p> <p>第5条 法令又は条例により設けられた附属機関は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（教育支援センター）</p> <p>第6条 海老名市教育支援センター条例（平成26年条例第20号）により設置された教育支援センターは、教育支援課に属する。</p>	教育総務課	総務係 施設係 文化財係	就学支援課	就学支援係 保健給食係	教育支援課	指導係 支援係	学び支援課	学び支援係 若者支援室	<p>海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、海老名市教育委員会の権限に関する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び教育機関の系統的組織を確立するとともに、事務分掌を明確にし、併せて職員の服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部の設置）</p> <p>第2条 事務局に所掌事務を処理するため、教育部を置く。</p> <p>（課の設置）</p> <p>第3条 部に次に掲げる課を置く。</p> <p>（1） 教育総務課 （2） 学校教育課 （3） 教育指導課</p> <p>2 前項の課に次に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1173 890 1928 1027"> <tr> <td>教育総務課</td> <td>庶務係 教育施設係 文化財係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学校教育係 保健給食係</td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> <td>教育指導係 教育支援係 児童育成係</td> </tr> </table> <p>3 第1項に定める課長は、必要があると認めるときは、教育長の承認を得て係その他特別の組織を設けることができる。</p> <p>（課の事務分掌）</p> <p>第4条 前条に定める課の事務分掌は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（附属機関）</p> <p>第5条 法令又は条例により設けられた附属機関は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（教育支援センター）</p> <p>第6条 海老名市教育支援センター条例（平成26年条例第20号）により設置された教育支援センターは、教育指導課に属する。</p>	教育総務課	庶務係 教育施設係 文化財係	学校教育課	学校教育係 保健給食係	教育指導課	教育指導係 教育支援係 児童育成係
教育総務課	総務係 施設係 文化財係														
就学支援課	就学支援係 保健給食係														
教育支援課	指導係 支援係														
学び支援課	学び支援係 若者支援室														
教育総務課	庶務係 教育施設係 文化財係														
学校教育課	学校教育係 保健給食係														
教育指導課	教育指導係 教育支援係 児童育成係														

(郷土資料館)

第7条 海老名市立郷土資料館条例(昭和57年条例第23号)により設置された郷土資料館は、教育総務課に属する。

(歴史資料収蔵館)

第8条 海老名市立歴史資料収蔵館設置条例(平成20年条例第29号)により設置された歴史資料収蔵館は、教育総務課に属する。

(図書館)

第9条 海老名市立図書館条例(昭和59年条例第30号)により設置された図書館は、**学び支援課**に属する。

(関連事務)

第10条 主管が明確でない事務については、教育長の裁定によるものとする。

(事務分担)

第11条 課長は、職員の事務分担を定め、教育長に報告するものとする。

2 課長は、職員の分担外の事務であっても、その緩急に応じ相互に援助させることができる。

(準用)

第12条 文書の取扱いについては、海老名市行政文書管理規程(平成21年海老名市訓令第5号)を準用する。この場合において、文書の記号に用いる課の記号は、教育長が別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、職員の服務、給与、人事の取扱い、事務処理等この規則にない事項については、市の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正)

2 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則(昭和46年教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「設けられた係」の次に「及び室」を、「係長」の次に「及び室長」を加え、同条第6条中「係長」の次に「及び室長」を、「、係」の次に「及び室」を加える。

第3条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。

(郷土資料館)

第7条 海老名市立郷土資料館条例(昭和57年条例第23号)により設置された郷土資料館は、教育総務課に属する。

(歴史資料収蔵館)

第8条 海老名市立歴史資料収蔵館設置条例(平成20年条例第29号)により設置された歴史資料収蔵館は、教育総務課に属する。

(図書館)

第9条 海老名市立図書館条例(昭和59年条例第30号)により設置された図書館は、**教育指導課**に属する。

(関連事務)

第10条 主管が明確でない事務については、教育長の裁定によるものとする。

(事務分担)

第11条 課長は、職員の事務分担を定め、教育長に報告するものとする。

2 課長は、職員の分担外の事務であっても、その緩急に応じ相互に援助させることができる。

(準用)

第12条 文書の取扱いについては、海老名市行政文書管理規程(平成21年海老名市訓令第5号)を準用する。この場合において、文書の記号に用いる課の記号は、教育長が別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、職員の服務、給与、人事の取扱い、事務処理等この規則にない事項については、市の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

教育総務課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 儀式、表彰及び渉外に関する事。 (3) 教育行政の企画調整及び相談に関する事。 (4) 規則等の公布に関する事。 (5) 事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関する事。 (6) 公印の管理に関する事。 (7) 部の庶務及び調整に関する事。 (8) 部内の事務分掌の調整に関する事。 (9) 総合教育会議に関する事。
	施設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設の設置に関する事。 (2) 教育財産の管理に関する事。 (3) 学校施設の開放事業に関する事。
	文化財係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存及び活用に関する事。 (2) 史跡地の整備及び管理に関する事。 (3) 郷土資料館に関する事。 (4) 郷土芸能及び郷土資料に関する事。 (5) 市史編さんに関する事。 (6) 市史資料の調査及び収集に関する事。 (7) 歴史資料収蔵館に関する事。

別表第1（第4条関係）

教育総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 儀式、表彰及び渉外に関する事。 (3) 教育行政の企画調整及び相談に関する事。 (4) 規則等の公布に関する事。 (5) 事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関する事。 (6) 公印の管理に関する事。 (7) 部の庶務及び調整に関する事。 (8) 部内の事務分掌の調整に関する事。 (9) 総合教育会議に関する事。
	教育施設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設の設置に関する事。 (2) 教育財産の管理に関する事。 (3) 学校施設の開放事業に関する事。
	文化財係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存及び活用に関する事。 (2) 史跡地の整備及び管理に関する事。 (3) 郷土資料館に関する事。 (4) 郷土芸能及び郷土資料に関する事。 (5) 市史編さんに関する事。 (6) 市史資料の調査及び収集に関する事。 (7) 歴史資料収蔵館に関する事。

就学支援課	就学支援係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県費負担教職員の任免その他人事に関する事。 (2) 県費負担教職員の栄典に関する事。 (3) 児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関する事。 (4) 学校の組織編成に関する事。 (5) 児童生徒及び教職員の安全管理に関する事。 (6) 就学援助に関する事。 (7) 教職員の健康管理及び福利厚生に関する事。 (8) 小中学校との連絡に関する事。 		学校教育課	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県費負担教職員の任免その他人事に関する事。 (2) 県費負担教職員の栄典に関する事。 (3) 児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関する事。 (4) 学校の組織編成に関する事。 (5) 児童生徒及び教職員の安全管理に関する事。 (6) 就学援助に関する事。 (7) 教職員の健康管理及び福利厚生に関する事。 (8) 小中学校との連絡に関する事。
	保健給食係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の健康管理に関する事。 (2) 学校給食の運営、管理に関する事。 (3) 食の創造館に関する事。 (4) 学校給食費の賦課及び徴収、収納管理、督促等に関する事。 			保健給食係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の健康管理に関する事。 (2) 学校給食の運営、管理に関する事。 (3) 食の創造館に関する事。 (4) 学校給食費の賦課及び徴収、収納管理、督促等に関する事。
教育支援課	指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関する事。 (2) 教科用図書その他教材及び教具の指導に関する事。 (3) 教育資料の整備及び活用に関する事。 (4) 教職員の研修に関する事。 (5) 人権教育及び同和教育に関する事。 (6) 体育・保健・安全・食育の指導に関する事。 (7) 教育の調査、研究に関する事。 (8) 奨学金に関する事。 (9) その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関する事。 		教育指導課	教育指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関する事。 (2) 教科用図書その他教材及び教具の指導に関する事。 (3) 教育資料の整備及び活用に関する事。 (4) 教職員の研修に関する事。 (5) 人権教育及び同和教育に関する事。 (6) 体育・保健・安全・食育の指導に関する事。 (7) 教育の調査、研究に関する事。 (8) 奨学金に関する事。 (9) その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関する事。

	<u>支援係</u>	(1) 児童生徒指導に関すること。 (2) 特別支援教育に関すること。 (3) 教育支援センターに関すること。
<u>学び支援課</u>	<u>学び支援係</u>	(1) <u>社会教育に関すること。</u> (2) <u>社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。</u> (3) <u>放課後児童健全育成に関すること。</u> (4) <u>図書館に関すること。</u>
	<u>若者支援室</u>	(1) <u>青少年施策に関すること。</u>

別表第2（第5条関係）

名 称	主 な 所 掌 事 務	所管機関
海老名市文化財保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する事業の基本方針及び環境整備計画その他必要な事項に関し調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市史編さん審議会	市史編さん事業の基本方針及び事業計画等の調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市奨学生選考委員会	奨学生としての適否の審査を行うこと。	<u>教育支援課</u>
海老名市教育支援センター運営協議会	教育支援センターの運営に関する調査審議を行うこと。	<u>教育支援課</u>

	<u>教育支援係</u>	(1) 児童生徒指導に関すること。 (2) 特別支援教育に関すること。 (3) 教育支援センターに関すること。
	<u>児童育成係</u>	(1) <u>社会教育に関すること。</u> (2) <u>社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。</u> (3) <u>放課後児童健全育成に関すること。</u> (4) <u>青少年健全育成に関すること。</u> (5) <u>野外教育に関すること。</u> (6) <u>図書館に関すること。</u>

別表第2（第5条関係）

名 称	主 な 所 掌 事 務	所管機関
海老名市文化財保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する事業の基本方針及び環境整備計画その他必要な事項に関し調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市史編さん審議会	市史編さん事業の基本方針及び事業計画等の調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市奨学生選考委員会	奨学生としての適否の審査を行うこと。	<u>教育指導課</u>
海老名市教育支援センター運営協議会	教育支援センターの運営に関する調査審議を行うこと。	<u>教育指導課</u>

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則（昭和46年10月1日教委規則第2号）新旧対照表

（傍線の部分は、改正部分）

新（改正案）	旧（現行）
<p>海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、海老名市職員の定数条例（昭和32年条例第17号）に定める教育委員会の職員の職の設置について必要な事項を定める。 （事務局における職）</p> <p>第2条 事務局の部に部長及び次長を、課に課長を、課に設けられた係及び室に係長及び室長を置く。</p> <p>2 教育委員会は、必要と認めるときは、部の外に理事を、部に担当部長、専任参事及び参事を、課にその補佐を、部、課に担当課長、主幹、指導主事、副主幹、主査及び社会教育主事を置くことができる。</p> <p>3 部長は、教育長を補佐するほか、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 次長は、部長を補佐し、上司の命を受け、部内の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 係長及び室長は、上司の命を受け、係及び室の事務を掌理する。</p> <p>7 理事は、教育長の命を受け、特命事務を掌理し、教育長の政策決定及び職務遂行を補佐し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>8 担当部長及び専任参事は、部長の命を受け、重要かつ困難な特命事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>9 参事は、部長の命を受け、特に重要かつ困難な特定事務を掌理する。</p> <p>10 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受け、課の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>11 担当課長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>12 主幹は、上司の命を受け、重要かつ困難な特定事務を掌理する。</p> <p>13 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導についての事務をつかさどる。</p> <p>14 副主幹は、上司の命を受け、重要な特定事務を掌理する。</p>	<p>海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、海老名市職員の定数条例（昭和32年条例第17号）に定める教育委員会の職員の職の設置について必要な事項を定める。 （事務局における職）</p> <p>第2条 事務局の部に部長及び次長を、課に課長を、課に設けられた係_____に係長_____を置く。</p> <p>2 教育委員会は、必要と認めるときは、部の外に理事を、部に担当部長、専任参事及び参事を、課にその補佐を、部、課に担当課長、主幹、指導主事、副主幹、主査及び社会教育主事を置くことができる。</p> <p>3 部長は、教育長を補佐するほか、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 次長は、部長を補佐し、上司の命を受け、部内の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 係長_____は、上司の命を受け、係_____の事務を掌理する。</p> <p>7 理事は、教育長の命を受け、特命事務を掌理し、教育長の政策決定及び職務遂行を補佐し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>8 担当部長及び専任参事は、部長の命を受け、重要かつ困難な特命事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>9 参事は、部長の命を受け、特に重要かつ困難な特定事務を掌理する。</p> <p>10 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受け、課の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>11 担当課長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>12 主幹は、上司の命を受け、重要かつ困難な特定事務を掌理する。</p> <p>13 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導についての事務をつかさどる。</p> <p>14 副主幹は、上司の命を受け、重要な特定事務を掌理する。</p>

15 主査は、上司の命を受け、特定事務を掌理する。

16 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言及び指導についての事務をつかさどる。
(教育機関における職)

第3条 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則(昭和46年教委規則第1号)第6条から**第9条**までに規定する教育機関に、その機関の名を冠した長(機関の名が館であるときは館長、センターであるときは所長。以下「機関の長」という。)を置く。

2 教育委員会は、必要と認めたときは、特定の教育機関に参事、担当課長、館長代理、副所長、主幹、指導主事、副主幹、係長、主査及び社会教育主事を置くことができる。

3 機関の長は、上司の命を受け、教育機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 参事は、上司の命を受け、特に重要かつ困難な特定事務を掌理する。

5 担当課長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 館長代理及び副所長は、上司の命を受け、機関の長を補佐し、教育機関の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。

7 主幹は、上司の命を受け、重要かつ困難な特定事務を掌理する。

8 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導についての事務をつかさどる。

9 副主幹は、上司の命を受け、重要な特定事務を掌理する。

10 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

11 主査は、上司の命を受け、特定事務を掌理する。

12 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言及び指導についての事務をつかさどる。
(その他の職員)

第4条 前2条に規定する職のほか、次に掲げる職を置くことができる。

(1) 主任主事及び管理栄養士

(2) 主事、栄養士、司書及び学芸員

(3) 主事補及び社会教育主事補

(4) 自動車運転士

15 主査は、上司の命を受け、特定事務を掌理する。

16 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言及び指導についての事務をつかさどる。
(教育機関における職)

第3条 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則(昭和46年教委規則第1号)第6条から**第8条**までに規定する教育機関に、その機関の名を冠した長(機関の名が館であるときは館長、センターであるときは所長。以下「機関の長」という。)を置く。

2 教育委員会は、必要と認めたときは、特定の教育機関に参事、担当課長、館長代理、副所長、主幹、指導主事、副主幹、係長、主査及び社会教育主事を置くことができる。

3 機関の長は、上司の命を受け、教育機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 参事は、上司の命を受け、特に重要かつ困難な特定事務を掌理する。

5 担当課長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 館長代理及び副所長は、上司の命を受け、機関の長を補佐し、教育機関の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。

7 主幹は、上司の命を受け、重要かつ困難な特定事務を掌理する。

8 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導についての事務をつかさどる。

9 副主幹は、上司の命を受け、重要な特定事務を掌理する。

10 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

11 主査は、上司の命を受け、特定事務を掌理する。

12 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言及び指導についての事務をつかさどる。
(その他の職員)

第4条 前2条に規定する職のほか、次に掲げる職を置くことができる。

(1) 主任主事及び管理栄養士

(2) 主事、栄養士、司書及び学芸員

(3) 主事補及び社会教育主事補

(4) 自動車運転士

(5) 調理員、用務員及び業務員

- 2 前項第1号の職にある者は、上司の命を受け、困難な事務をつかさどる。
- 3 第1項第2号の職にある者は、上司の命を受け、事務をつかさどる。
- 4 第1項第3号の職にある者は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 5 第1項第4号の職にある者は、上司の命を受け、技術的業務に従事する。
- 6 第1項第5号の職にある者は、上司の命を受け、業務に従事する。
- 7 他の法律によって、設置することのできる職については、この規則の中にあつて併用することができる。

(臨時の職)

第5条 前3条に規定する職員のほか、前条第1項第3号から第5号までに掲げる職の名に臨時を冠した職を置くことができる。

- 2 前項の職にある者は、上司の命を受け、事務の補助又は単純な労務に従事する。

(臨時の職に充てる職員)

第6条 前条第1項に規定する職には、臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項に規定する職員をいう。）又は非常勤職員をもって充てる。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(5) 調理員、用務員及び業務員

- 2 前項第1号の職にある者は、上司の命を受け、困難な事務をつかさどる。
- 3 第1項第2号の職にある者は、上司の命を受け、事務をつかさどる。
- 4 第1項第3号の職にある者は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 5 第1項第4号の職にある者は、上司の命を受け、技術的業務に従事する。
- 6 第1項第5号の職にある者は、上司の命を受け、業務に従事する。
- 7 他の法律によって、設置することのできる職については、この規則の中にあつて併用することができる。

(臨時の職)

第5条 前3条に規定する職員のほか、前条第1項第3号から第5号までに掲げる職の名に臨時を冠した職を置くことができる。

- 2 前項の職にある者は、上司の命を受け、事務の補助又は単純な労務に従事する。

(臨時の職に充てる職員)

第6条 前条第1項に規定する職には、臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項に規定する職員をいう。）又は非常勤職員をもって充てる。

議案第4号

平成27年度（平成26年度対象）教育委員会事務の点検・評価報告書について

別紙のとおり、平成27年度（平成26年度対象）教育委員会事務の点検・評価報告書について、議決を求める。

平成28年3月11日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

平成27年度（平成26年度対象）教育委員会事務の点検・評価報告書を決定したいため

平成 27 年度（平成 26 年度対象）
教育委員会事務の点検・評価報告書

平成 28 年 3 月
海老名市教育委員会

目 次

■ はじめに	1
1 趣 旨	
2 点検・評価の対象	
3 点検・評価の方法	
■ 点検・評価	
1 ひびきあう教育の推進	5
2 教育環境の充実	9
3 学校施設の充実	16
4 教育支援体制の充実	21
5 青少年の健全育成	29
6 子どもの居場所づくり	33
7 図書事業の充実	37
8 文化財の保護と活用	40
■ 資料等	
1 教育委員の活動状況	44
2 海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画事業一覧	50
3 関係法令等	53

はじめに

1 趣旨

海老名市教育委員会では21世紀の教育理念を『ひびきあう教育』とし、子どもたちに必要な力「生きる力」をはぐくむ教育を推進しています。ひびきあう教育の理念のもとに目指す21世紀の子ども像を、「自分を誇れる子」「感性と知性をみがく子」「共感できる心を持った子」「わがまち海老名を語れる子」とし、具体的な施策・事業を市の総合計画（実施計画）に位置付けて取り組んでおります。また、平成26年3月には、ひびきあう教育の理念を実現するための具体的方策として「えびなっ子しあわせプラン」を策定し、平成26年度からの3か年計画として取り組んでおります。

海老名市では実施計画に位置付けられた全ての施策・事業を対象として、透明性や客観性を確保するための外部評価を含めた行政評価（事務事業評価）を行い、効果的・効率的な行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、この内容をホームページ等でお知らせしてまいりました。

こうした中、平成19年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成20年4月施行）により、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないとされました。

このことから、海老名市教育委員会では法の趣旨に則り、教育委員会自らが、教育行政の取り組みに対する自己点検・評価を行い、報告書としてまとめました。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、平成26年度の海老名市第四次総合計画実施計画に位置付けた施策・事業で、教育委員会で実施した8施策36事業すべてを対象として実施しました。（巻末「海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画事業一覧」参照）

3 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価にあたっては、施策ごとの全事業について、その目的、平成26年度の実績内容等を示し、その結果を踏まえて、所管課としての評価及び課題・今後の方向性を記載しました。
- (2) 点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方々等のご意見をお聞きする機会を設け、様々なご意見、ご助言をいただきました。
- (3) 上記を踏まえて、施策又は主な事業について、教育委員会としての評価を記載しました。

ご意見等をいただいた方々は、海老名市の教育理念である「ひびきあう教育」の推進並びにその具体的な方策である「えびなっ子しあわせプラン」の実現に向けて、教育関係者、学識研究者等の方々から広く意見を聴き、教育行政に反映させるために設置した「海老名市えびなっ子しあわせ懇談会」委員の皆様です。

ご意見等をいただいた「海老名市えびなっ子しあわせ懇談会」委員の方々
(五十音順、敬称略)

委員	備考
秋島 優子	学識経験者（元海老名市立中学校長）
高村 恵	学識経験者（元海老名市立中学校長）

点検・評価

点検・評価の対象施策・事業

1 ひびきあう教育の推進	
(1) ひびきあう教育の実践・研究	5
(2) 学校安全の確保	6
(3) WTO インターナショナル・セーフ・スクールの認証取得	6
(4) 家庭教育等社会教育事業	7
2 教育環境の充実	
(1) 効果的な教職員配置の推進（少人数指導）	9
(2) コンピュータ利用教育の充実	10
(3) 外国語教育の推進	11
(4) 部活動の充実	11
(5) 効果的な職員配置の推進（指導体制）	12
(6) 野外教育活動の充実	12
(7) 野外教育施設維持管理	13
3 学校施設の充実	
(1) 海老名市小中学校 ルネッサンス	16
(2) 小学校施設の整備	17
(3) 中学校施設の整備	17
(4) きれいで居心地のよい学校づくり	18
(5) 海老名市食の創造館の維持管理	18
4 教育支援体制の充実	
(1) 特別支援教育の充実	21
(2) 学校相談員等の派遣	22
(3) 奨学金の給付	23
(4) 就学援助制度の充実	23
(5) いじめのない学校づくり	24
(6) 教育支援教室の充実	25
(7) 特別支援教育の就学奨励	26
5 青少年の健全育成	
(1) 非行防止活動の充実	29
(2) 青少年相談体制の充実	30
(3) 青少年指導嘱託員活動の充実	31
(4) 青少年団体育成事業	31
6 子どもの居場所づくり	
(1) えびなっ子サマースクール事業	33
(2) 海老名あそびっ子クラブ事業	34
(3) 児童健全育成対策事業	35
(4) 学校支援地域本部の設置	35
7 図書事業の充実	
(1) 図書館のリニューアル	37
(2) 図書館管理運営	38
8 文化財の保護と活用	
(1) 文化財の活用	40
(2) 文化財の保護	41
(3) 相模国分寺跡の整備活用	42

1 ひびきあう教育の推進

《施策の概要》

本市の教育理念ひびきあう教育の実現に向け、「えびなっ子しあわせプラン」を柱とした取組みを推進します。学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たし、知・徳・体のバランスの取れた健やかな子どもたちを育成することを目指します。

◎当該施策における事業【1】

事業名	ひびきあう教育の実践・研究 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	ひびきあう教育の具体的方策である「えびなっ子しあわせプラン」により、子どもたちが生涯にわたり幸せに生きていくための「確かな学力」や「人間関係力・集団の中自分を生かせる力」、「健康・安全に留意して生活する力」を身に付けさせます。
平成 26 年度の実績	<p>市内全校で実践し、3校を研究指定校として研究成果発表会を開催</p> <p>◎研究指定校</p> <p>海老名小学校（算数）・中新田小学校（体育）・有馬中学校（各教科における生徒支援）</p> <p>小学校においては、各教科における「基礎的・基本的な知識、技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」、「言語活動等の充実」に重点をおいた授業づくりを展開するよう努めました。9校で算数、1校で理科・生活、2校で体育、1校で外国語活動の授業研究が行われました。</p> <p>中学校では、教科指導研究と生徒指導・支援を関連付けた研究が行われました。</p> <p>◎「元気なえびなっ子プランモデル校」</p> <p>上星小学校・社家小学校・大谷中学校</p> <p>なお、研究成果発表会や研究紀要などの情報交換を通して、お互いの研究方法や研究成果を知ることができ、校内研究の活性化につながりました。</p>
平成 25 年度との比較等	<p>これまでの研究成果を基に、継続して行われている実践・研究であり、子どもと大人・地域の人々との関わりを重視した活動を各校で展開しました。</p>
課題又は今後の方向性	<p>ひびきあう教育の各校の実践研究は、研究する教科やテーマが各校ごとに異なり、それぞれが工夫して行っています。各校における実践研究は、海老名市のひびきあう教育推進の核となる事業であり、今後も継続したいと考えています。また、その成果を発表することも、市内全体の研究の質を向上するためにも必要な事業であると考えています。</p>

◎当該施策における事業【2】

事業名	学校安全の確保 【継続】
所管課名	学校教育課
目的	登下校及び学校生活における児童・生徒の安全確保の充実を図るとともに、保護者への安全意識の啓発を図ります。
平成 26 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ① 通学路安全対策委員会を開催し、通学路の改善に努めました。 ② 通学路の安全パトロールを実施しました。 ③ 小学校新 1 年生へ防犯ブザーを配布しました。(1, 250 個) ④ 小学校 13 校に安全監視員を配置しました。
平成 25 年度との比較等	通学路パトロールについては、台風の後など、通学の安全確保のため、朝の登校時間帯にもパトロールを実施しました。
課題又は今後の方向性	台風や積雪などによる災害時には、状況に応じ始業時間の変更や休校など適切な対応ができるよう、柔軟性を確保したいと考えています。また、学校メールへの登録の促進を図り、緊急時における実効性を高めていきたいと考えています。

◎当該施策における事業【3】

事業名	WHO インターナショナル・セーフ・スクールの認証取得 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	安全で安心して生活できる地域や学校の環境づくりに向けて、安全上の課題の解決を図ります。学校、家庭及び地域が一体となり、セーフコミュニティ及びインターナショナル・セーフ・スクールの認証を目指します。
平成 26 年度の実績	学校教育課がすすめる防犯カメラ設置による安全・安心な地域や学校づくりに伴い、セーフコミュニティ及びインターナショナル・セーフ・スクールの認証を見送ったため事業実績はありません。
平成 25 年度との比較等	25 年度は、インターナショナル・セーフ・スクールの認証を目指し、先進校である厚木市立清水小学校を視察するとともに同校の I S S 認証式に参加しました。
課題又は今後の方向性	今後はセーフコミュニティ及びインターナショナル・セーフ・スクールの認証は取得せず、学校教育課がすすめる防犯カメラ設置などの事業を活用していきます。

◎当該施策における事業【4】

事業名	家庭教育等社会教育事業	【継続】
所管課名	教育指導課	
目的	幼稚園や小中学校の保護者を対象に家庭教育のあり方や学校教育、地域社会の昨今の課題等について学び、親としての資質向上を図ることを目的に家庭教育学級の充実を図ります。	
平成 26 年度の実績	各幼稚園・小中学校 3 回／年実施（延べ実施回数 77 回） 幼稚園 7 園 参加者延べ 1,134 名、小学校 13 校 参加者延べ 1,172 名 中学校 6 校 参加者延べ 525 名 全体参加者数 2,831 名	
平成 25 年度との比較等	各幼稚園・小中学校 3 回／年実施（延べ実施回数 76 回） 幼稚園 7 園 参加者延べ 1,154 名、小学校 13 校 参加者延べ 1,404 名 中学校 6 校 参加者延べ 499 名 全体参加者数 3,057 名	
課題又は今後の方向性	<p>幼稚園・小学校では参加者減少傾向にあり、中学校では増加がみられる。開催案内の周知方法など実施主体である P T A 等に工夫するよう呼びかけていきたいと考えています。また、保護者の就労増加等も減少の要因の一つと考えられます。</p> <p>これまで各学校年 3 回実施を目標としてきましたが、今後は、参加する保護者の実情を踏まえ実施回数ではなく、内容の充実を図るよう取り組んでいきたいと考えています。</p>	

施策又は主な事業に対する意見（知見）等	<p>◇ひびきあう教育の実践・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の子どもの実態や地域の特性に応じた教育活動が展開されていて、事業の充実が図られている。 ・研究発表大会で市民に各学校の取組を発信しているが、不十分であると思う。学校ごと、保護者や地域の方々に積極的に取組を公開して、教職員の努力を知ってもらうことが信頼を得ることにつながるの、何らかの方策を考える必要がある。 <p>◇学校安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全確保は、長期的に改善を計画することと、すぐに対応できることを整理して取り組むべきである。特に、市行政だけで対応できることは、できるだけ短期間で改善するようにしてほしい。 ・学校メールへの登録の促進については、保護者の理解が必要であり、P T A との協働で取り組む必要があるのではないか。 <p>◇家庭教育等社会教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域の方々の学ぶ場を作ることは、これからも積極的に行うべきであるが、参加者を増やす工夫とともに、企画する保護者が負担を感じることなく、前向きに取り組めるような改善を図る必要があるのではないか。
---------------------	---

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<p>◇ひびきあう教育の実践・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度より「えびなっ子しあわせプラン」を策定し、学力、人間関係力、健康・安全力の育成のための各委員会を設置し研究を進めるとともに、授業改善の手引きなどの具体的な成果物も出来上がってきました。また、学校の在り方についても、小中一貫教育、コミュニティスクールの研究を確実に進めています。 ・研究発表大会の周知については、さらなる工夫が必要であると考えます。保護者や地域の方々に各学校の研究会にも参加してもらうことも必要であると考えます。同時に、授業中や放課後の学習支援、放課後や夏休みの子どもの居場所づくりについて地域の方々が積極的に関わってくださるような体制を作る必要があると考えます。 <p>◇学校安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 13 校に安全監視員を配置し、児童の安全確保ができたと考えます。また通学路の安全確保についても、青色パトロール車の巡回により大きな事故もなく安全が確保できたと考えます。 ・学校メールへの登録の促進委については、各学校からも保護者に P R し一定の理解を得ておりますが、すべての保護者が登録していただけるよう更なる促進が必要であると考えます。 ・悪天候（雪、大雨）時の通学路の対応については、教育委員会と学校が一体となり対応できたと考えます。 ・平成 17 年度から実施の新一年生への防犯ブザー配布についても、児童はランドセルに付けて毎日登下校しており、安全が守られていると考えます。 <p>◇家庭教育等社会教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級は P T A や父母会の保護者が主体となり実施しています。家庭教育は親が子どもに行う教育で、子どもは家庭生活を通じて自身や家族、社会への基本的な知識を身につけていきます。そのために、親自身が子育てをする上で多くの事を学び、子どもや社会への対応能力を高める必要があります。 ・教育委員会が掲げる「ひびきあう教育」「えびなっ子しあわせプラン」の教育理念のもと、時代のニーズにあったテーマや目的を定め実施しているところです。企画・立案・運営方法については、役員や主担当を交え学級運営研修の実施や講師等の相談に教育専門指導員が助言するなど、教育委員会としても学級の充実が図れるよう支援しております。 <p>また、負担となる実施回数については、適宜見直し実施内容に重点を置いていくことが重要であると考えます。</p>
-----------------------------	---

2 教育環境の充実

《施策の概要》

児童・生徒の教育活動の充実、学校生活において健全な生活を営むことのできるよう多様な教育の展開を図ります。

また、効果的な教職員の配置を推進することにより、少人数指導体制や生徒指導体制の充実を図ります。

◎当該施策における事業【1】

事業名	効果的な教職員配置の推進（少人数指導）	【継続】
所管課名	学校教育課	
目的	35人学級の実施及び少人数指導体制の充実を図り、きめ細かな指導体制を確保します。	
平成26年度の実績	① 県費負担教職員の不足を補い、市費による非常勤職員を8名（小5名、中3名）配置 ② 小学校10校10学級、中学校3校3学級の35人学級を実施 35人学級の実施について、小学校では、4年生児童数の変動により実施基準を上回る学級数が増え、市費による教職員を増員し、適正に配置しました。特に、中学校においては、「中1ギャップ」への対策としても有効であり、不登校の減少にもつながりました。	
平成25年度との比較等	25年度は、小学校9校9学級、中学校3校3学級の35人学級を実施しました。県費負担教職員の不足を補い、市費負担非常勤職員を6名（小3名、中3名）配置しました。 児童生徒数の増減により実施数は変動しますが、学校運営の状況を鑑み、柔軟かつ適正な35人学級の実施を図り、指導体制の確保充実により円滑な学校運営及び学習指導を図りました。	
課題又は今後の方向性	少人数学級の実施については、各校の学校運営の現状を配慮し、学校長と配置する効果を協議しながら決定していくこととします。 今後も基準に照らしつつ学校現場の状況を考慮し、柔軟な対応により指導体制の確保充実を図りたいと考えています。	

◎当該施策における事業【2】

事業名	コンピュータ利用教育の充実 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	情報化社会に対応するためにコンピュータ利用教育を充実し、情報活用能力等のさらなる向上を図ります。
平成 26 年度の 実績	<p>①教育用・事務用パソコンの整備</p> <p>②電子黒板機能内蔵プロジェクターを配備(小学校 80 台)</p> <p>③情報教育支援員の配置(全体で 11 名。各校週 2 回)</p> <p>コンピュータ教室において、児童・生徒が 1 人 1 台使える環境などを継続して維持するとともに、教室で使用できる学習用パソコンや電子黒板機能内蔵プロジェクターの追加配備を行ったことで、子どもたちの情報活用能力の育成や教科指導における ICT 活用への支援を行いました。また、情報教育支援員を配置することで、ICT 機器の管理及び情報機器を活用した学習指導の充実のための支援を行いました。</p>
平成 25 年度と の比較等	<p>校務用のパソコンを追加配備しました。(中学校臨時的任用職員等)</p> <p>普通教室で使用できる学習用パソコンを追加配備しました。(各校: 2 台)</p> <p>電子黒板機能内蔵プロジェクターを配備し、小学校では第 3・4 学年の普通教室壁に設置しました。(小学校 80 台)</p> <p>教科書採択替えによるデジタル教科書の配備(国語、社会、算数、理科)</p>
課題又は今後の 方向性	<p>導入された機器の有効活用を図るため、ICT を活用したわかりやすい授業方法や児童・生徒の興味関心に応じた教育用コンテンツの活用などを目的とした研修講座を開催するとともに、ICT 活用調査研究委員会を設置し、校務支援システムの導入に向けても研究を進めていきたいと考えています。また、校務の情報化の充実を図るため、臨時的任用職員等の 1 人 1 台パソコンのための環境整備をさらに進めていきたいと考えています。</p>

◎当該施策における事業【3】

事業名	外国語教育の推進	【継続】
所管課名	教育指導課	
目的	小学校における外国語活動及び中学校における教科（英語）指導の充実や、教員の資質・能力の向上を図ります。	
平成26年度の実績	9名のELTを配置 (配置延べ日数1600日) 平成26～28年度の業務委託業者をプロポーザルにより選定	
平成25年度との比較等	ELTの積極的な活用を通して、児童生徒のコミュニケーション能力を育成しました。 外国語教育推進に必要なELTは前年度と同様に確保されており、計画通りに事業が行われました。	
課題又は今後の方向性	現状の事業規模を継続し、小学校外国語活動の導入時から、効果的な教育活動を行っていきたいと考えています。 また、中学校では小学校からのつながりを踏まえ、より効果的な指導の手法を探っていきたいと考えています。	

◎当該施策における事業【4】

事業名	部活動の充実	【継続】
所管課名	教育指導課	
目的	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。	
平成26年度の実績	市内6校で、顧問の充足状況を把握し、専門的な知識や技能を持つ地域指導者49名を延べ3259回派遣したことにより、生徒の意欲や技能の向上が図られるとともに、顧問教諭の専門的知識が深まりました。 吹奏楽部が東関東大会出場、合唱部が関東甲信越ブロック大会、ソフトテニス部、バドミントン部が関東大会出場を果たしました。 また、市外で開催される各大会に参加する選手の保護者への派遣費用の補助を行いました。 さらに、地域活動に参加・協力した部活動に奨励金を交付することで、積極的に地域と交流し、社会貢献につなげていくことができました。	
平成25年度との比較等	平成25年度と同様に地域指導者の派遣や費用の補助等の支援事業を行い、部活動の充実を図ることができました。 地域活動推進協力奨励金を交付し、中学生と地域との交流を推進することができました。	
課題又は今後の方向性	中学校における部活動は、教育活動の一環として重要な役割を持っており、その環境を整備し充実を図ることは重要であると考えています。今後も事業を継続し、指導者の必要数確保と意識の向上に努め、生徒の健全育成・技能向上等を図っていきたいと考えています。	

◎当該施策における事業【5】

事業名	効果的な教職員配置の推進（指導体制）	【継続】
所管課名	学校教育課	
目的	教職員を効果的に配置し、生徒指導体制の充実を図ります。	
平成 26 年度の実績	教員の 2 週間未満の療養休暇、養護教諭の修学旅行引率に伴う代替等は、県費で任用されないため市費にて対応しています。平成 26 年度は、養護教諭 17 名、教諭 10 名を市費で対応し、学校運営に支障をきたすことなく指導することができました。	
平成 25 年度との比較等	児童生徒数が学級編制上のボーダーにある場合、欠員補充の臨時的任用職員の任用開始日が 4 月 6 日とならざるをえないことから、当該職員が学級担任の場合等、必要に応じて、4 月 1 日から 4 月 5 日までを市費非常勤として任用し、年度当初からの勤務を可能としました。	
課題又は今後の方向性	学校運営や指導体制の確保のため、状況に応じて、適切な対応を柔軟性と即時性をもって行っていきたいと考えています。	

◎当該施策における事業【6】

事業名	野外教育活動の充実	【継続】
所管課名	教育指導課	
目的	小中学校の野外教育活動の充実と保護者の負担軽減を図ります。	
平成 26 年度の実績	<p>今年度より学校の活動目的に応じて活動施設を自由に選択できるようになりました。</p> <p>小学校では全校が御殿場の国際青少年センター東山荘を活動施設として、中学校は、県立施設（足柄・愛川・三浦ふれあいの村）を活動場所として選択しました。</p> <p>野外教育活動の充実した活動と保護者負担の軽減が図られました。</p> <p>小学校 13 校負担金 16,720,171 円（1 人あたり 13,638 円） 中学校 6 校負担金 7,534,513 円（1 人あたり 6,279 円）</p> <p>また、各学校から「富士山周辺の豊かな自然にふれることができた」、「プロジェクトアドベンチャーを通して、協力して課題を達成する楽しさを学ぶことができた」などの意見が寄せられました。</p>	
平成 25 年度との比較等	海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」を活動場所としていました。施設の利用促進補助として児童生徒一人あたり 800 円、全 19 校分で 1,928,000 円の補助金を交付しました。	
課題又は今後の方向性	<p>野外教育活動の更なる充実を図るため引き続き負担金の交付を行なうとともに、活動支援員の派遣を含む学校支援を行ってまいります。</p> <p>課題としては、活動場所・活動内容が学校の目的に応じて実施していることから、各学校の児童生徒一人あたりに係る経費にばらつきが生じています。</p>	

◎当該施策における事業【7】

事業名	野外教育施設維持管理 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	野外教育施設の適正な維持・管理を行います。
平成 26 年度の実績	<p>海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の適正な施設管理を行いました。</p> <p>なお、20 年間の土地賃貸借契約が切れる最終年度となるため、期間終了の 9 月 30 日までの維持管理を行いました。</p> <p>遠隔地に位置するため管理の内容は施設の警備業務が主なものです。</p> <p>野外教育施設維持管理経費 9,035,796 円</p>
平成 25 年度との比較等	<p>海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の適正な施設管理を行いました。</p> <p>平成 25 年度野外教育施設維持管理経費 41,424,231 円</p>
課題又は今後の方向性	平成 26 年 9 月 30 日施設廃止。

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<p>◇効果的な教職員配置の推進（少人数指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでも市として積極的に推進してきた事業であり、さらに充実を図るべきであるが、効果の検証を図り、活用の方法などを見直す必要があるのではないか。 <p>◇コンピュータ利用教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器を積極的に導入することとともに、活用の促進を図ってほしい。 ・セキュリティやモラルの指導の徹底は図られているのか。未然の事故防止の対応を充分に行ってほしい。 <p>◇外国語教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでもELTを小中学校に配置して授業を進めているが、児童生徒のコミュニケーション能力はどれくらい高まっているのだろうか。効果を明確にする必要があるのではないか。 ・東京オリンピックに向けて、市として新たな施策を考える必要があるのではないか。 <p>◇部活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな取組である地域活動推進協力奨励金の効果はどうか。生徒の力を市や地域の活動に活用することは、教育的な意義が大きいので、効果を検証しながらさらに推進してほしい。 <p>◇野外教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の野外教育施設廃止を受けて、各学校の野外教育活動がどのように実施されたのか。児童生徒の反応や学校の反省をふまえ、見直しを図りながら今後の野外教育活動の充実を図ってほしい。
----------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の負担軽減が図られることは良いことであるが、活動場所等により補助額にばらつきが生じることについては、見直しを図る必要があり検討してほしい。 ・各学校が児童生徒の実態に応じて、野外教育活動のねらいを充分達成できることを第一に考えて事業を進めることを優先とすべきである。
--	--

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<p>◇効果的な教職員配置の推進（少人数指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校2学年においても35人以下学級が完全実施されています。また、中学校においては、1学年を中心に35人以下学級を実施し、「中1ギャップ」への対策として効果をあげており、少人数指導やTTを行うことできめ細かな指導体制を確保できたことは評価できると考えます。 <p>◇コンピュータ利用教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータの利用については、小学校における電子黒板機能付き天吊りプロジェクタの活用が進んでいます。学校によりばらつきが見られるので、活用方法の研究や周知を工夫する必要があります。 ・多様な教材が入った「e-ライブラリ」を半数の中学校に導入しました。このソフトは、生徒が自ら学校のPCや自宅のパソコンを使ってログインし、学習を進めることができる形態のものであり、大変有効と考えます。各学校への活用促進を図ることが学力向上につながると考えます。 <p>◇外国語教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ELTの配置及び小学校1年生からの外国語活動の導入は、児童生徒のコミュニケーション能力やグローバル的な思考力の向上につながっています。具体的な効果を検証し、より有効なELTの活用について研究していく必要があります。 ・東京オリンピックに向けた取組については、さらなる英語力と英語によるコミュニケーション能力の向上を図る必要があると考えます。中学校でのCAN-doリストの作成を進めていくとともに、小学生の英語力とコミュニケーション能力の具体的な指針についても研究していくべきだと考えます。 <p>◇部活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動推進協力奨励金の効果は大変大きく、平成26年度の中学校部活動の地域活動への協力数は前年度に比べ倍増しました。生徒にとって教育的な意義が大きく、地域に密着した教育活動につながる活動であるので、検証と改善を積み重ねてよりよい事業としていく必要があります。 <p>◇効果的な教職員配置の推進（指導体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の2週間未満の療養休暇代替、養護教諭の修学旅行引率に伴う代替等、妊娠した教諭の体育の授業の代替等県費で対応できないところで市費で代替を付け対応しました。 <p>また、学校運営や指導体制確保のため、状況に応じ適切に対応できた</p>
-----------------------------	---

と考えています。

◇野外教育活動の充実

・野外教育活動は、日常とは異なる環境下で自然と向かい合い、様々な体験を行うことのできる大変貴重な活動の場です。ひびきあう教育理念を実現するうえで、子どもが自然や人と体験的にかかわり、喜びや自身の力を実感できる教育です。

平成 26 年度からは各学校の活動目的に応じて、施設を自由に選択できるようになりました。また、活動の充実と安全面から、教育委員会から専門的な知識や技能を持つ指導員の派遣や、健康面を管理する保健師の派遣など活動支援を実施しています。

更に、野外教育活動に要する費用について、保護者の負担軽減を図るため活動費の全額を公費で負担しています。(中学生は食費を除く。)

学校の活動目的は達成できていますが、補助額にばらつきがあることは課題であると考えております。今後は、各校の特色を生かした活動を実施することを前提に、負担金交付の額に一定の基準を設けるなどの検討も必要であると考えております。また、プロジェクトアドベンチャーなどの特殊なプログラムの実施については、すべてを公費負担とすべきか今後検討していく必要があります。

3 学校施設の充実

《施策の概要》

学校施設の安全性の確保、快適な学校環境の整備に向け、校舎などの大規模改修やバリアフリー化などを順次推進します。

また、児童生徒が安心して快適な学校生活を送れる環境の整備を図ります。

◎当該施策における事業【1】

事業名	海老名小中学校 ルネッサンス	【継続】
所管課名	教育総務課	
目的	市内の小中学校の児童生徒の変動と学校の規模や位置などを検討し、学校の適正配置により、教育環境の向上に努めます。	
平成 26 年度の実績	海老名中学校は、海老名駅付近の住宅も学区内であるため、当分の間は生徒数の減少が見込めず、学校の再編も考えられないことから、学校用地として借用していた民地の用地交渉を行ない、地権者から買取りの合意を得ました。	
平成 25 年度との比較等	海老名市公共施設白書作成に伴い、学校施設の現状及び今後の取組みの方向性に対する検討を行いました。	
課題又は今後の方向性	校舎の耐震改修は実施済みであるものの、今後 10 年間で全校舎棟数の 84%が築 40 年を迎え、校舎の老朽化度合いにより長寿命化を図るための大規模改修又は建替え等の方向性を示します。 また、児童・生徒数の減少や学校の適正配置等の要素も勘案しながら検討を進めてまいります。	

◎当該施策における事業【2】

事業名	小学校施設の整備 【継続】
所管課名	教育総務課
目的	建設後又は改修後一定の期間を経た校舎・体育館等の施設について、適正な時期に改修工事を行うことにより、学習環境の整備・改善を図ります。
平成 26 年度の実績	小学校 13 校の屋内運動場非構造部材等の落下防止対策及び施設の老朽化に伴い、校舎外装改修工事（大谷小学校）、消火栓ポンプ改修工事（海老名小学校、大谷小学校、中新田小学校）を行いました。また、学校敷地の有効活用を図るため杉久保小学校のプールを解体しました。
平成 25 年度との比較等	文部科学省から「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」が示され、学校のつり天井を含む非構造部材等の落下防止対策を講ずるよう通知が出されたため、その対策や各種設備及び施設の改修や復旧を実施し、学習環境の整備・改善を図り、教育環境の充実を行いました。
課題又は今後の方向性	<p>今後は、校舎・屋内運動場等の長期的な改修計画を策定し、改修工事をより計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ると共に、学習環境の整備・改善に努めます。</p> <p>また、備品についても老朽化が進んでいるため、計画的に更新を実施し、学習環境の改善に努めます。</p>

◎当該施策における事業【3】

事業名	中学校施設の整備 【継続】
所管課名	教育総務課
目的	建設後または改修後一定の期間を経た校舎・体育館等の施設について、適正な時期に改修工事を行うことにより、学習環境の整備・改善を図ります。
平成 26 年度の実績	中学校 6 校の屋内運動場非構造部材等の落下防止対策及び施設の老朽化に伴い、冷暖房設備改修工事（有馬中学校）、渡り廊下雨漏り改修工事（海西中学校）、門扉改修工事（有馬中学校）等の各種設備及び施設の改修や復旧を実施しました。
平成 25 年度との比較等	文部科学省から「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」が示され、学校のつり天井を含む非構造部材等の落下防止対策を講ずるよう通知が出されたため、その対策や各種設備及び施設の改修や復旧を実施し、学習環境の整備・改善を図り、教育環境の充実を行いました。
課題又は今後の方向性	<p>今後は、校舎・屋内運動場等の長期的な改修計画を策定し、改修工事をより計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ると共に、学習環境の整備・改善に努めます。</p> <p>また、備品についても老朽化が進んでいるため、計画的に更新を実施し、学習環境の改善に努めます。</p>

◎当該施策における事業【4】

事業名	きれいで居心地のよい学校づくり 【継続】
所管課名	教育総務課
目的	児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えます。
平成 26 年度の実績	学校施設の環境改善を図り、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、屋内運動場トイレ改修を文部科学省「学校施設環境改善交付金」の交付を受けながら事業を進めるべく準備を進めてまいりましたが、交付金の採択が年明けとなり、年度内執行が難しい状況となったことから、繰越明許とし、翌年度に実施することとしました。
平成 25 年度との比較等	施設の改修等を行うことにより、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう教育環境の充実に努めました。
課題又は今後の方向性	施設の改修及び備品等の更新を計画的に行い、教育施設の充実に努めます。また、交付金の追加交付などに応じて速やかに対応できるよう努めます。

◎当該施策における事業【5】

事業名	海老名市食の創造館の維持管理 【継続】
所管課名	学校教育課
目的	東柏ヶ谷小学校を除く市内 12 の小学校へ、安全で安心して、おいしく食べられる給食を安定的に提供するために、食の創造館の施設・設備を適正に維持管理します。 また、災害時の炊き出し対応はもとより、幼稚園や高齢者への配食も視野に入れ、広く市民にサービスを提供する市民開放型の多機能施設とします。
平成 26 年度の実績	施設及び設備の適正な維持管理に努めました。 幼稚園給食の配食回数・・・4園 58 回実施(前年度比 1 園 18 回増) 高齢者ふれあいランチ事業配食・・・10 か所で実施(前年比 皆増)
平成 25 年度との比較等	施設及び設備については、前年に引き続き適正な維持管理に努めました。 平成 25 年度 幼稚園給食の配食回数・・・3園 40 回実施 高齢者ふれあいランチ事業配食・・・実施なし
課題又は今後の方向性	平成 27 年 8 月より指定管理者による管理へ移行する予定です。今後は民間事業者の発想や手法を取り入れることで、市民に対する食育の推進を図り、利用者サービスの向上及び管理運営の効率化を図ってまいります。 また、安全で安心な給食を提供するため、異物混入への対策を検討してまいります。

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<p>◇海老名小中学校 ルネッサンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老名市立小中学校 19 校は、バランスよく設置され、各学校が地域に根差して教育活動を展開している。しかしながら、将来を見据えた計画を立て、家庭・地域・学校・行政が話し合うことは重要であり、将来計画策定に計画的に取り組む必要がある。 ・海老名駅西口開発に伴う今泉小中学校の児童生徒の受け入れについて、喫緊の課題として対応すべきである。 ・全 19 校の学区の見直しについても検討すべきある。 <p>◇小学校施設の整備・中学校施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老名市立小中学校は一番新しい学校でも開校から 30 年以上を経過し、増改築を行った学校もあるが、ほとんどの学校で老朽化に対応する補修が必要であることから、計画的な整備を確実に行ってほしい。 ・子どもの安全にかかわることを最優先に、法や国の基準の改正に伴う対応を早急に行ってほしい。 <p>◇きれいで居心地のよい学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館のトイレ改修は、体育館が避難所になることや学校開放で市民が使用することから、計画的に改修を進めてほしい。 <p>◇海老名市食の創造館の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託から指定管理に移行する中で、異物混入事故防止など食の安全に関する徹底管理を行う必要がある。 ・今後、指定管理として、民間業者のノウハウを生かし、施設の活用などに取り組んでほしい。
----------------------------	---

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<p>◇海老名小中学校 ルネッサンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化や少子化をはじめ施設の複合化、コミュニティスクールの推進など、様々な配慮が求められているため、学校施設の長寿命化・再整備計画については、公共施設白書や再配置計画を考慮しながら検討していく必要があると考えます。 ・学区の見直しについては、中長期的な児童・生徒数の状況なども考慮し対応していく必要があると考えます。 <p>◇小学校施設の整備・中学校施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、体育館非構造部材の落下防止対策を行い、学習環境の改善を図ることができたことは評価できると考えます。 ・学校現場の声や保守点検の結果などから施設改修を計画的に実施し、学習環境の改善を図ることができたことは評価できると考えます。 <p>◇きれいで居心地のよい学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館のトイレ改修は、国庫補助事業の活用としたため、平成 27 年度に繰越明許といたしました。財源の確保が出来たことは評価できると考えます。 <p>◇海老名市食の創造館の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異物混入事故防止対策として、「学校給食異物混入対応マニュアル」等の作成を視野に入れた検討が必要であると考えます。 また、特に食品を納入する業者には、説明会等の開催も検討する必要があると考えます。 ・プロポーザル方式で選定を行うので、提案等を重点的に審査を行い、さらなる市民サービス向上や施設管理の効率化を図っていく必要があると考えます。
-----------------------------	---

4 教育支援体制の充実

《施策の概要》

市内の小中学校に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、安心して充実した学校生活を送れるよう、教育支援体制の整備・充実を図ります。

◎当該施策における事業【1】

事業名	特別支援教育の充実	【継続】
所管課名	教育指導課	
目的	特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実を図ります。	
平成 26 年度の 実績	① 市立学校全校への派遣（補助指導員 19 名） ② 介助員の配置（31 名） ③ 看護介助員の配置（4 名） ④ 特別支援学級合同遠足及び合同宿泊バス代の公費負担 ⑤ 特別支援教育充実のための研修会等（6 回、延べ 348 名） 特別支援教育の一層の充実を図るとともに学校における教育活動を支援した。直接的な支援としては、補助指導員 19 名が支援の必要な児童生徒 416 名に学習支援を行い、介助員 31 名が障がいのある児童生徒 57 名に介助を行い、看護介助員 4 名が医療行為の必要な児童 2 名に支援を行いました。	
平成 25 年度と の比較等	平成 25 年度における取り組みを平成 26 年度においても維持、充実させることができました。看護介助員を中学校にも配置し、医療的ケアを必要とする生徒への支援を行いました。	
課題又は今後の 方向性	特別支援学級の在籍児童生徒数が年々、大幅に増加しています。障がいの多様化・重度化も見られるような状況の中で、各学校の特別支援学級の状況に合わせ介助員・看護介助員の配置を十分に行っていくことが必要であると考えています。 外国人児童・生徒が年々増加しているような状況から、学校に適応し、安心して生活できるように、日本語指導講師派遣の時間数を増加するなど、支援の充実を検討していきたいと考えています。 また、教職員への研修を充実させることで特別支援教育の推進をはかる必要性があると感じています。 学校との連携を密にし、適正な人材派遣や教育環境の整備が行われるよう努めていきます。	

◎当該施策における事業【2】

事業名	学校相談員等の派遣 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	学校に心理の専門家やスクールソーシャルワーカー等を派遣することで、学校教育相談体制の充実を図ります。
平成 26 年度の 実績	<p>①心の教室相談員（各中学校に 5 名体制、33 週（1 回 4 時間）派遣） ②学校訪問相談員（各小学校に 12 名体制、32 週（1 回 6 時間）派遣） ③スクールソーシャルワーカー（市で 1 名、40 週（1 回 7 時間））</p> <p>学校内において集団や学習にうまく適応できない児童生徒に対し、アセスメントを的確に行い、不登校や問題行動等への対応及び未然防止に効果がありました。</p> <p>児童生徒や保護者、教職員に対しての相談支援を計画通り実施し、学校教育相談体制をより充実させるとともに保護者への支援により家庭環境の改善に効果がありました。</p>
平成 25 年度と の比較等	<p>心の教室では、心理を学んだ大学院生等が教室に入れない生徒の相談相手となり、学習支援や心理教育を施すことによって、教室に復帰するなどの効果がありました。</p> <p>学校訪問相談員は、授業観察による児童のアセスメントを的確に行い、児童理解に基づいた適切な校内支援を導き、問題行動等への対応及び未然防止に役立っています。</p> <p>スクールソーシャルワーカーは、養育環境に課題のあるケースに対応し、困難を抱える児童生徒への支援に効果がありました。</p>
課題又は今後の 方向性	<p>アセスメントで得られた情報を教職員や保護者と共有し、適切な支援を行うことは、不登校や問題行動等への対応及び未然防止には不可欠であり、本事業のより一層の拡充が必要であると考えています。具体的には、学校訪問相談員のアセスメントに係るスキル向上と保護者への支援に対応するスクールソーシャルワーカーの増員が必要と考えています。</p> <p>学校生活に係る相談件数が倍増したことから、各校の教育相談コーディネーターとの連携をより一層進める必要があります。</p>

◎当該施策における事業【3】

事業名	奨学金の給付	【継続】
所管課名	教育指導課	
目的	経済的な理由で就学が困難な青少年に対し、支援します。	
平成 26 年度の実績	40 名に 12 万円、計 480 万円を給付しました。給付した奨学金は、学業や行事・部活動に係る経費、交通費等の補助として有効に使われました。 (使途報告書より)	
平成 25 年度との比較等	給付人数、給付額ともに前年実績を維持しました。	
課題又は今後の方向性	「経済的理由により就学が困難な方に給付する」という本来の目的を踏まえ、成績要件の見直しなどを検討していく必要があります。	

◎当該施策における事業【4】

事業名	就学援助制度の充実	【継続】
所管課名	学校教育課	
目的	経済的な理由による就学困難な児童・生徒の保護者に対し、経済的支援を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	
平成 26 年度の実績	要保護（修学旅行費のみ）28 人（小 15 人、中 13 人）、準要保護（新入学用品費、通学用品費、学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費）1,030 人（小 631 人、中 399 人）に支給しました。	
平成 25 年度との比較等	要保護（修学旅行費のみ）31 人（小 15 人、中 16 人）、準要保護（新入学用品費、通学用品費、学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費）1,095 人（小 675 人、中 420 人）に支給しました。	
課題又は今後の方向性	経済情勢が好転しない中、申請者数は増加傾向にあり、認定要件の見直しなど積極的な支援を検討していく必要があります。	

◎当該施策における事業【5】

事業名	いじめのない学校づくり 【継続】
所管課名	学校教育課
目的	いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応を図ります。
平成 26 年度の実績	<p>中学校でのいじめ問題を含めた生徒指導については、未然防止、早期発見、迅速な対応がきわめて必要であり、管理職を含めたより多くの教職員が、生徒同士の小さなトラブルに対しても、しっかりとその状況を把握し、適切に対応することが「いじめ問題」の防止策につながっています。</p> <p>「いじめ問題」に対する指導体制強化のため、市内 6 中学校に「いじめ対策支援非常勤講師」を 1 名ずつ配置した。非常勤講師の配置により各校の生徒指導チームの機動性と柔軟性が確保できたことにより、「いじめ問題」等の課題への早期解決が図られました。</p> <p>学校現場における「いじめ問題」等を含めた課題解決への新たな支援策として、弁護士の法律相談業務を実施しました。「いじめ問題」等での当事者双方に対して弁護士からの客観的な助言をもとに適切な対応が図られ、早期解決、児童・生徒が安心して過ごせる学習環境が保たれました。</p> <p>また、弁護士による教職員等を対象とした教育関連の判例事例を踏まえた研修会を実施しました。</p> <p>弁護士相談件数 2 件（2 校継続中）、研修会 2 回実施。</p>
平成 25 年度との比較等	非常勤講師の配置により各校の生徒指導チームの機動性がよくなり、「いじめ問題」等の課題への早期解決を図ることに集中できました。
課題又は今後の方向性	「いじめ対策支援非常勤講師」の配置により、各校の指導チームの機動性と柔軟性が確保できるこの事業は、学校現場において最重要であることから今後も継続して行きたいと考えています。

◎当該施策における事業【6】

事業名	教育支援教室の充実 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	不登校児童・生徒に発達段階に応じた教育支援を行い、学校への復帰を支援します。
平成 26 年度の 実績	<p>在籍児童・生徒数 中学3年生8人、中学2年生3人、中学1年生2人、小学6年生1人</p> <p>① 学習支援…教科学習に限らず、個々の学習段階に合わせた教材を提供し、自主的な取り組みに対応するよう心がけました。</p> <p>② 体験活動…スポーツの日、調理実習、ELT、外部講師による授業等を設定しました。</p> <p>③ 野外活動…宿泊キャンプ、遠足(年2回)、県央地区スポーツ交流会(年2回)</p> <p>④ その他…保護者会を各学期ごとに実施しました。</p> <p>日々の活動や行事を通して、児童・生徒は達成感を得るとともに、自己肯定感を高めることができました。</p> <p>⑤ 教育セミナーの実施</p> <p>⑥ 教育支援会議 8回実施</p>
平成 25 年度と の比較等	<p>平成 25 年度 在籍児童・生徒数 中学3年生12人、中学2年生6人、中学1年生2人</p> <p>担任を始め、多くの人たちと関わりを持てるような活動を多く取り入れました。通室ペースが異なる児童・生徒のため、集団活動の人数が少ない中ではありましたが、個々の役割を見出し、所属感を持ちながら意欲的に取り組む事ができました。</p> <p>26年度12月の移転に伴い、新たに教育支援センターとして開設をしましたが、それによって、相談の担当者等との連携がスムーズに行われるようになりました。</p> <p>25年度と同様に、教育セミナーと教育支援会議を実施しました。</p>
課題又は今後の 方向性	<p>活動を通して、不安解消、自信回復をもたらすことで、学校復帰や長期的展望に立ち、社会人として生活していくための力を身につけられるような支援を行っていきたいと考えています。そのためには、通室している児童・生徒の個々の状況、特性に適した支援を行えるよう、活動の配慮や多様化の必要があります。</p> <p>今後、様々な人と関わりを持ち、多様な視点を持てるよう、職業講話や海老名市散策など、身近な体験で視野が広がる活動を多く取り入れていきたいと考えています。</p>

◎当該施策における事業【7】

事業名	特別支援教育の就学奨励 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者負担の軽減を図ります。
平成 26 年度の実績	<p>①世帯の所得額等に応じて学用品等の経費について特別支援教育就学奨励費を支給しました。</p> <p>②通級指導教室に通級している児童の移動に係る経費として、公共交通機関利用の際の運賃等を負担しました。</p> <p>③市内小中学校特別支援学級（肢体不自由学級）在籍児童生徒について、登下校の際の自家用車のガソリン代及び社協等移動支援に係る経費について片道上限 500 円を補助しました。</p>
平成 25 年度との比較等	<p>③の肢体不自由学級在籍者への通学支援については、平成 25 年度までは小学校のみを対象としていましたが、平成 26 年度より、中学校も対象としました。</p>
課題又は今後の方向性	<p>通級指導教室について、支援を要する児童の中に、保護者の仕事等の都合や交通手段がなく通級が困難等の理由で入級できないケースがあります。より効果的な支援をどのように提供していくことができるか検討していくことが必要であると考えています。</p>

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<p>◇特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な児童生徒の増加に伴い、補助指導員の1校1名体制を堅持するとともに、介助員、看護介助員については、対象児童生徒数に応じて増員する必要がある。 ・外国人児童生徒の増加に伴い、日本語指導講師の派遣を拡充する必要がある。 <p>◇学校相談員等の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の教室相談員、学校訪問相談員などについては、適切な人材を確保し配置するとともに、その効果的活用について十分に学校と協議して進めてほしい。 ・今日的な課題に対応するための、スクールソーシャルワーカーの派遣時間や人員の拡充を図る必要がある。 <p>◇奨学金の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困が社会問題となっていることを考えると、成績要件を緩和するなどの給付条件の見直しが必要なのではないかと考える。 <p>◇就学援助制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法は難しいが、子どもの貧困に関し、保護者のニーズなどを調査などを実施して実状を把握し、今後、どのように充実していくかを検討する必要がある。 <p>◇いじめのない学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の多忙化の中、ひとりでも多くの教員を配置することのメリットはあるが、それだけでなくいじめ問題の対応としての効果を検証すべきである。 ・中学校への配置であるが、学校の状況を考えると小学校への配置についても検討する必要があるのではないか。 <p>◇教育支援教室の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな活動の工夫が見られ、その効果が表れているように伺われるが、市全体の不登校の児童生徒数からすると、教室に通室する生徒が少ないのではないか。通室につなげるまでの問題点を検討する必要があるのではないか。
----------------------------	---

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<p>◇奨学金の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考の判断材料としては、収入要件を重視し、成績要件については緩和の方向でよいと考えます。経済的な理由で、修学に支障をきたしている生徒を支援していくことが第一であると考えます。 <p>◇就学援助制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由による就学困難な児童・生徒の保護者に対し、新入学用品費、通学用品費、学用品費、校外活動費（宿泊有り・宿泊なし）修学旅行費、給食費を支給しました。よって小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図ることができたと考えています。 <p>◇いじめのない学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内中学校6校に「いじめ対策支援非常勤講師」を1名ずつ配置し、各校の生徒指導チームの機動性と柔軟性が確保できたことにより「いじめ問題」等への早期解決が図られたと考えます。 また、学校現場における「いじめ問題」等を含めた課題解決への新たな支援策として弁護士の法律相談業務についても、一定の成果があると考えます。弁護士からの客観的な助言をもとに適切な対応が図られたと思います。 ・補助指導員は継続して各校に1名を配置しました。介助員・看護介助員については、対象児童生徒数や学校の支援体制等の状況を総合的に把握し、必要に応じて配置しています。心の教室相談員と別室登校支援員については、大学へのガイダンスや広報えびなどを通じて、適切な人材を早めに確保していきます。また、各相談員の派遣については、相談員への指導助言をしていくとともに、学校との連携を密に取っていくことが重要であると考えます。 ・スクールソーシャルワーカーの派遣は、教職員に対してのコンサルテーション、関係機関との連携、保護者への支援等を積極的に行い、不登校やその背景にある家庭環境の改善に効果があったと考えます。 <p>◇教育支援教室の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援教室に通室する児童生徒については、通室後に通えなくなることを避けるため、本人のニーズが高まるまで時間のかかるケースが多くあります。その間、教育相談を継続することで、児童生徒のニーズを高めるよう努めています。教育支援教室の活動については、総括をしっかりと行い、より効果的な運用となるよう見直しを図ることが重要であると考えます。
-----------------------------	---

5 青少年の健全育成

《施策の概要》

未来を担う元気な「えびなっ子」を育成するため、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組めます。

◎当該施策における事業【1】

事業名	非行防止活動の充実	【継続】
所管課名	教育指導課	
目的	子どもたちが安心して通える学校づくりを行うため、学校や保護者、関係機関との連携を図ります。非行の防止について、啓発や街頭補導活動等を行い、青少年の非行防止・健全育成を図ります。	
平成 26 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学校サポートコーディネーター（市で1名45週（1回7時間））児童生徒の反社会的問題行動に係る、教職員、保護者、児童生徒本人へ支援及び関係機関等との連携を行いました。 	
平成 25 年度との比較等	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣依頼のあるなしに関わらず、学校訪問を積極的に行い、状況把握に努めたことにより、早期対応を図ることができました。 ・各学校区の青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、地区パトロール等に協力参加しました。 	
課題又は今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各地域の状況等については、各中学校や海老名警察署との連携を強化し、実態把握の上、市内における児童生徒の健全育成を図りたいと考えています。 	

◎当該施策における事業【2】

事業名	青少年相談体制の充実 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	相談機能を充実させるとともに、児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の充実を図ります。
平成 26 年度の実績	<p>心理の専門家である臨床心理士を相談員として配置し、電話相談・来所相談・心理判定などを行いました。</p> <p>電話相談活動（相談員 7 名） 来所相談活動（相談員 7 名） 心理判定（相談員 1 名）</p> <p>全相談件数 2,557 件であり、「不登校」の相談件数が全体の 43%、「子どもの発達に関する相談」が 40%で、割合では、両者が急接近し、専門性の向上と専門家の必要性が高まったと感じています。</p> <p>なお、「不登校」の相談件数の減少については、心の教室相談員や別室登校支援員を各校に派遣し、校内支援体制を充実させ、児童生徒の状況に応じた支援を学校と共有できた結果ととらえています。</p>
平成 25 年度との比較等	<p>平成 25 年度の全相談件数は 3,394 件で、平成 26 年度の相談件数は平成 25 年度に比べ、837 件減少しました。内訳では、「不登校」が 658 件、「子どもの発達に関する相談」が 203 件と相当数減少したものの、「学校生活」については 75 件増の 138 件と倍増しており、その動向に注意を払うとともに教育相談コーディネーター等、学校との連携の必要性が高まったと感じています。</p>
課題又は今後の方向性	<p>「学業・進路・進学」及び「学校生活」に係る相談の割合が増加しており、相談員の教育に関する知識や校種ごとの課題等、学校現場についての認識を深める必要性が高まったと感じています。併せて、指導主事と相談員との連携・協働の必要性も高まり、教育指導課のチーム力のより一層の強化が課題であると考えます。</p> <p>また、「進路・進学」については、今後、高等学校についての情報・知識を確かなものとする必要があります。県教委を含めた高等学校との連携を進める必要があります。</p>

◎当該施策における事業【3】

(平成26年度文化スポーツ課より事務移管)

事業名	青少年指導嘱託員活動の充実 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	青少年指導嘱託員としての技能の向上と併せて、親子のふれあう機会を提供し、青少年の健全育成を図ります。
平成26年度の実績	青少年指導嘱託員の資質向上を図るため県内指導員との相互連絡調整会議・研修会・啓発活動に参加しました。
平成25年度との比較等	60名の青少年指導嘱託員のうち半数以上が再任で地域から推薦されました。 任期2年の1年目にあたる26年度は、熟練の青少年指導嘱託員の残留もあり新体制ではあるもののスムーズに指導員としての活動ができました。
課題又は今後の方向性	青少年の健全育成を図るため地域の自治会からの推薦により人選されています。 将来的には、小学校単位で学校を支援する地域の組織「学校応援団」が充実していくため、応援団との連携なども視野に活動の方向性を検討していきたいと考えています。

◎当該施策における事業【4】

(平成26年度文化スポーツ課より事務移管)

事業名	青少年団体育成事業 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	青少年育成団体等が行う各種活動を推進し活性化させることで、青少年の健全育成を図ります。
平成26年度の実績	青少年指導員連絡協議会へ事業費を補助し、おあしす運動の実施、ナイトウォークラリーの実施、オアシス看板の作成・設置、広報誌発行、地区活動の充実などが図れました。 また、海老名市スカウト連絡協議会の活動を支援しました。
平成25年度との比較等	青少年指導員連絡協議会、海老名市スカウト連絡協議会ともに安定的な活動支援が図れたものと思われまます。
課題又は今後の方向性	青少年指導員連絡協議会は市域全体を対象として事業を展開しています。学校応援団との連携を踏まえ、市域全体を対象とした広範囲での活動の見直し等を含め検討していく必要があります。 また、海老名市スカウト連絡協議会への支援は引き続き継続予定です。

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<p>◇青少年相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな教育支援センターの設置に伴い、相談体制の見直しについても検討する必要があるのではないか。相談者の多様な相談ニーズに対応できるように、体制を整備してほしい。 <p>◇青少年指導嘱託員活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の行事での活動やナイトウォークラリーの開催などともに、今後は、地域や学校での活動の充実を図ってほしい。 ・自治会からの推薦を受けて委員が委嘱されているが、推薦者が固定化される傾向にある。委員の委嘱の方法について検討する必要がある。 <p>◇青少年団体育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体への補助金を交付し、団体の活動を通して青少年の健全育成や市の行事への参加により目的を達成しているが、補助金の活用については効果を検証する必要がある。
----------------------------	---

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<p>◇青少年相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制をさらに充実させるため、学校だけではなく、児童相談所や保健福祉事務所等の外部機関との連携を深めていくことで、不登校や支援を必要とする児童生徒の現状を分析するなど、安心して相談できる体制を構築していきます。また、スタッフ研修を充実していくことで、相談員のスキルアップを図ります。 <p>◇青少年指導嘱託員活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年指導嘱託員は連絡協議会を設置して全市的に取り組むナイトウォークなどの事業と、中学校区単位で活動する地区協議会があります。学区内では「あいさつ運動」や「パトロール」の実施、学校行事や地域行事にも積極的にかかわっております。 今後は、学校応援団の発足に伴い、地域の関係団体の応援体制を踏まえ、関わりについて検討してまいりたいと考えております。 ・青少年指導嘱託員は自治会や青健連など地域との関わりが深いため、自治会からの選出が好ましいと考えます。また、周辺に住む地域の大人が青少年の健全育成に対し参画・意識することが必要と思われれます。 推選者の固定化については、地域の実状もあり人選には苦慮しているようです。しかし、経験者が全くいなければ活動にも支障をきたすため難しい面があると考えます。 <p>◇青少年団体育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成団体への支援の目的を明確化し、効果を検証してまいります。
-----------------------------	--

6 子どもの居場所づくり

《施策の概要》

放課後や休日等における児童の居場所づくりのため、各種事業の充実を図ります。

◎当該施策における事業【1】

事業名	えびなっ子サマースクール事業	【継続】
所管課名	教育指導課	
目的	児童・生徒の夏季休業中の居場所づくりとして学校施設を開放し、学習や遊び、芸術体験の場を提供することにより、健全育成を図ります。	
平成 26 年度の実績	<p>サマースクールを市内全小学校 13 校で実施しました。</p> <p>参加者数：小学校延べ 10,886 名。</p> <p>夏季休業中の子ども達の社会教育の場として、地域の協力者により体験活動・芸術鑑賞等も増え事業の充実につながっています。また、保護者ボランティアも延べ 692 人と協力的で積極的な姿勢が感じられました。全実行委員会がプログラムの自主編成を実施、実行委員会スタッフ、保護者、ボランティア、教職員、地域の方々の協働により自主的な活動を実施することができました。</p>	
平成 25 年度との比較等	<p>地域・市民団体の参加により子ども達を地域で見守り共に育てるという従来の取組をより強化具体化し、充実した地域と学校の連携強化が図られ、多くの参加を得られました。プログラムの編成に際しては、全実行委員会が自主的に取り組み、独自で協力者に依頼したものが増加、サマースクール事業全体が多様化しました。</p> <p>社会教育の場として、学校・家庭・地域が協働して子ども達を育てる意識がより高まりました。</p>	
課題又は今後の方向性	<p>子ども学校支援事業として、今後はサマースクールを運営してきた実行委員会組織を主体とする地域の方々に構成する「学校応援団」に当該事業を実施していただくこととし、夏季に限定せず通年で子ども達への社会教育事業を展開していきたいと考えています。なお、大規模校と小規模校では、参加児童が大幅に異なるため、スタッフの人数、経費等一律でなく弾力的に運用できるようにします。</p>	

◎当該施策における事業【2】

事業名	海老名あそびっ子クラブ事業 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	放課後児童に遊びの場を提供し、学年を超えた交流を通じて創造性・協調性などを育み、健全育成を図ります。
平成 26 年度の実績	<p>市内小学校 13 校全校において開設。</p> <p>開設が難しい場合を除き、極力開設する方向で日程調整をした結果、参加者延べ 66,570 名（日平均 33.4 名）、開設日数 1,992 日（月平均 13.9 日）の利用がありました。</p> <p>放課後児童の居場所作りの一環として、安全監視員の確保も図れていることから事業の充実を図ることができました。</p> <p>なお、参加実人数は市内児童数 7,395 名に対し、5,111 名（約 69%）の児童があそびっ子クラブに参加しました。</p>
平成 25 年度との比較等	<p>開設日数が 14 日減少したことにより、延べ参加者数では 148 名減少しました。</p> <p>しかしながら、体育館工事などにより開設日が減ったもので、開設日数・参加者数も安定してきております。実参加者数も 25 年度は 71%と概ね 2 ヶ年平均で 70%の利用率であることも分かってきました。</p>
課題又は今後の方向性	<p>当該事業の安全監視は、保護者や地域の方々に成り立っております。そのため、地域の協力者により組織される「学校応援団事業」として本事業を行うことで、監視員の確保や他団体との連携、学校支援の充実につながるものと考えております。</p>

◎当該施策における事業【3】

事業名	児童健全育成対策事業	【継続】
所管課名	教育指導課	
目的	放課後において、保護者に代わって保育を行う団体や子ども会に対して支援を行い、児童の健全育成を図ります。	
平成 26 年度の実績	<p>民設民営で運営されている 27 団体の学童保育クラブ団体に事業補助金を交付し、円滑な学童保育事業の運営を支援することで、放課後児童の健全育成を図りました。また、市学童保育連絡協議会と情報交換を行い、連携を図りました。</p> <p>単位子ども会に必要な活動や事業を円滑に運営できるように補助を行ったことにより、活動を活性化することができました。</p>	
平成 25 年度との比較等	平成 26 年 4 月 1 日付補助金交付要綱を見直し「指導員の給与等に係る経費」について増額を図り、学童保育事業の円滑な運営支援を図りました。	
課題又は今後の方向性	子ども・子育て支援法の施行を受け、学童保育の設備と運営に関して市条例を制定（平成 27 年 4 月 1 日）。各事業者が条例基準に向けた取組みができるよう市学童保育連絡協議会と情報交換を密に図りながら補助体制の見直しを順次図っていきたいと考えています。	

◎当該施策における事業【4】

事業名	学校支援地域本部の設置	【継続】
所管課名	教育指導課	
目的	学校活動・児童生徒の健全育成を学校、地域住民、地域団体等と連携して支援します。	
平成 26 年度の実績	<p>学校支援地域本部の設置に向けて、研究を進めた結果、平成 27 年度から、これまで地域の方々の協力により実施してきた「あそびっ子クラブ事業」と「サマースクール事業」を統合した通年実施の社会教育事業に移行させていくことを決定しました。</p>	
平成 25 年度との比較等	学校支援地域本部の設置に向けて、研究を進めた結果、平成 27 年度からの事業の方向性を決定することができました。	
課題又は今後の方向性	平成 27 年度から「子ども・学校支援事業」として実施してまいります。児童の学習の場を提供する「まなびっ子クラブ事業」を新たに実施し、放課後対策の拡充を図ってまいります。	

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<p>◇子どもの居場所づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度より各学校に設置予定の学校応援団は、保護者や地域の方々が子どもの成長を支えるという意識の醸成が必要であり、各応援団が学校や地域の実状に応じた特色ある活動を展開できるように教育委員会が支援する必要がある。 ・根本的には、子どもと学校を支援するためのボランティア活動であり、地域人材の育成がカギとなるので、人材育成を図る必要があるのではないか。 <p>◇児童育成対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育団体への支援の充実を図っているが、27 年度施行の市条例への適合など課題が多く、学童保育団体と十分に話し合い、補助金の拡充とともに個々の学童保育クラブの運営体制の整備を図ってほしい。
----------------------------	---

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<p>◇子どもの居場所づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度より各学校に「学校応援団」を設置してまいります。これまでのサマースクールを運営していた実行委員会を主体に、地域の団体・学校支援者に加わっていただき、各校の特色を活かした社会教育の充実と学校支援に取り組んでいただきたいと思います。 <p>保護者・地域に学校応援団の活動を周知するとともに、地域との調整役となるコーディネーターが核となり、地域人材の掘りおこしが必要と考えます。そのためには、応援団の認知度を高め、徐々に地域団体との連携が図れる組織固めが必要と考えます。また、コーディネーター役となる人材育成が必要と考えます。</p> <p>◇児童育成対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度より市の学童保育条例を施行してまいります。 <p>基本的に国が示す基準に準じた条例としますが、市内の学童保育は全て民設民営で行っており、即時対応が難しい要件もあるため、条例基準適合に向けた取組み期間として猶予期間を設けてまいります。</p> <p>市の支援である補助金については、事業者と情報交換を重ね、実状に応じた補助体制の拡充を図ってまいりたいと考えています。</p>
-----------------------------	---

7 図書事業の充実

《施策の概要》

地域に根ざした図書館運営をめざし、図書館サービスの維持・向上を図ります。
また、図書館を利用しやすい施設とします。

◎当該施策における事業【1】

事業名	図書館のリニューアル	【新規】
所管課名	教育指導課	
目的	図書館を利用しやすい施設とします。	
平成 26 年度の実績	平成 26 年度より利用者サービスの向上と老朽化する中央図書館の改修工事を見据え、図書館の管理運営に指定管理制度を導入、民間のノウハウ・アイデアを活かした改修工事を行います。 改修内容は、内装（天井・壁・床改修、レイアウト変更、トイレ改修）、外装（防水）、EV改修・増設、照明LED化、受変電、自家発、太陽光発電、設備等の全面改修。 平成 26 年、27 年度の 2 ヶ年継続事業で、26 年度はレイアウト変更等に伴う躯体の取壊しや撤去作業であり、進捗率 10% 予定どおりの工程で進みました。	
平成 25 年度との比較等	なし	
課題又は今後の方向性	平成 27 年 10 月 1 日のリニューアルオープンに向け現場の進捗を管理します。 また、指定管理者とともにリニューアルオープンに向けた各種取組みを行っていきます。	

◎当該施策における事業【2】

事業名	図書館管理運営 【継続】
所管課名	教育指導課
目的	地域に根ざした図書館運営をめざし、図書館サービスの維持向上を図ります。
平成 26 年度の実績	<p>図書館の管理運営に指定管理制度を導入し、民間ノウハウを活用したサービス提供を図りました。</p> <p>改修工事を行う中央図書館は 11 月末閉館、特段の混乱もなく工事に移行でき利用者への十分な周知が図れたものと思われま。</p> <p>また、中央図書館閉館中は有馬図書館が 2 館分の利用者を担うこととなりましたが、指定管理者により特段問題なくサービスの提供が図れたものと認識しています。</p>
平成 25 年度との比較等	<p>平成 25 年度と平成 26 年度の貸出者、貸出冊数比較</p> <p>平成 25 年度 貸出者数 174,928 人、貸出冊数 603,927 冊</p> <p>平成 26 年度 貸出者数 169,804 人、貸出冊数 575,317 冊</p> <p>若干の減は、中央図書館閉館によるものと思われまますが、かしわ台連絡所やえび〜にゃハウスの活用により利用者サービスが図られたものと考えています。</p>
課題又は今後の方向性	<p>平成 27 年 10 月には中央図書館がリニューアルオープンし、中央・有馬図書館 2 館での図書館業務がスタートします。中央図書館は年中無休とし開館時間拡大、既存の図書館機能に加え付加価値機能を設け、より多くの市民に利用していただき、多くの方に本に親しんでいただく場を提供、市の情報拠点、文化教養の拠点施設を目指していきます。</p> <p>また、有馬図書館は児童の利用が多かったことから、引き続き館の特色を生かしながら地域に根ざした図書館を目指すとともに、学校とも連携を図りながら学校図書館支援センターとしての役割も充実させてまいります。</p>

施策又は主な事業に対する意見（知見）等	<p>◇図書事業の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者とともに図書館機能の充実、サービスの向上を図ってほしい。 ・学校図書館への図書支援員（図書館司書）の派遣により学校の利用率が高まっている。今後も学校図書館の充実を図ってほしい。 ・指定管理者制度が導入され、また、中央図書館のリニューアルオープンが予定されており、図書館機能の充実が期待されるが、中央図書館、有馬図書館と学校図書館をトータルに考えたネットワークの構築など、新たな図書館行政の在り方を検討する必要がある。
---------------------	--

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<p>◇図書事業の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な指定管理者とのモニタリングに加え、密な情報交換を行うことで適正な指導に努めてまいります。 ・司書教諭や図書ボランティアと連携し、学校図書室の充実と子ども達の読書推進活動に努めてまいります。 ・それぞれの図書館の特色を生かし、役割を果たすことで利用者の満足につながると考えています。 ・中央図書館・有馬図書館・学校図書館が連携し図書館機能の向上と利用者サービスを図ってまいります。
-----------------------------	---

8 文化財の保護と活用

《施策の概要》

海老名市の歴史遺産を保護し、後世へ引継ぎます。また、海老名の歴史遺産・文化財を利活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。

◎当該施策における事業【1】

事業名	文化財の活用	【継続】
所管課名	教育総務課	
目的	海老名市の歴史遺産・文化財を活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。	
平成 26 年度の 実績	<p>(1)史跡散策・自然観察 史跡散策 4 回、野草観察 2 回実施した。 参加人数：史跡散策 162 名、野草観察 52 名</p> <p>(2)文化財講演会 文化財講演会「中世海老名のもののふ(武士)たち」～その合戦と日常～ 受講人数 123 名 市民が文化財への興味と理解を深め、郷土意識を高めることができました。</p> <p>(3)文化財体験講座 石器作り 1 回、勾玉作り 4 回の体験講座を開催しました。 参加人数：石器作り 14 名、勾玉作り 110 名</p> <p>(4)遺跡発掘調査見学会 望地遺跡での発掘調査見学会を実施しました。 参加人数：325 名</p> <p>(5)指定文化財・史跡等案内板修理 文化財案内板の交換修理や郷土かるた擬木柱盤面作成交換を行いました。 板面修理等 7 基</p> <p>(6)温故館企画展等 企画展「海老名の中世武士」～遺物から見る足跡～ 来館者：2,024 名 ・期間中展示解説を 3 回、甲冑の試着体験を実施しました。 資料展「県指定天然記念物の今昔」 来館者：1,917 名 その他中学生職場体験を温故館で受け入れました。 計 14 名 ・講演会や教室、展示等を通じ、文化財を活用し興味・保護意識を高め ました。 ・展示と講演会、自然散策等のテーマを合わせ、より深く文化財への理 解を深める機会を設けました。</p>	

平成 25 年度との比較等	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡散策、野草観察、講演会とも昨年を大きく上回る参加がありました。史跡散策 118 名→162 名、野草観察 39 名→52 名、講演会 90 名→123 名 ・市主催の発掘調査見学会を実施し、子どもから大人まで多くの参加がありました。
課題又は今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・一人でも多くの市民に文化財を通じて、郷土意識・郷土愛を持ってもらうことが重要であり、できる限り多くの市民に史跡散策や講座、展示等に参加してもらうよう、多様なテーマ・プログラムを企画するとともに PR に努めていきます。 ・相模国分寺跡の活用はバーチャルリアリティ等の手法等を研究していきます。

◎当該施策における事業【2】

事業名	文化財の保護	【継続】
所管課名	教育総務課	
目的	海老名市の歴史遺産を保護し、後世へ引継ぎます。	
平成 26 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> (1)文化財保護委員会議を 1 回開催、市内の文化財の保護について意見をいただきました。 (2)天然記念物有馬のはるにれについて幹部の保存修理、剪定、害虫駆除（3 回）を行い、樹勢の維持に努めました。 (3)歴史資料の防黴、防虫のため燻蒸を実施しました。 (4)埋蔵文化財保護についてと開発事業等との調整を図り、試掘調査を 21 件実施し、住宅建築に伴う記録保存の本格調査を 10 件実施しました。 (5)上浜田古墳群第 2 号墳の保護のため、発掘調査を実施しました。 (6)市指定文化財の適正な維持管理のため保存管理等事業補助金 20 件、郷土芸能の保存育成のため、大谷芸能保存会、はやし保存連絡協議会へ補助金を交付しました。 (7)今福薬医門公園、秋葉山古墳群の施設について修理を行いました。 (8)市史編集委員会を 1 回開催、市史関連資料の整理を行いました。 	
平成 25 年度との比較等	<ul style="list-style-type: none"> ・25 年度開催未開催の文化財保護委員会議、市史編集委員会を開催しました。 ・歴史資料収蔵館及び温故館開館以降実施できていなかった歴史資料保存のための燻蒸を行いました。 ・保存状態を危惧されていた上浜田古墳群第 2 号墳の発掘調査を実施しました。 	
課題又は今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護については、活用の前提となるものであり、資料の燻蒸や埋蔵文化財の記録保存化、天然記念物の保存修理等、事業を確実に実施していく必要があります。 ・歴史資料保護のためにもデジタルアーカイブ化を検討していきます。 	

◎当該施策における事業【3】

事業名	相模国分寺跡の整備活用	【継続】
所管課名	教育総務課	
目的	海老名市の史跡文化財の核として整備・公開し、利活用の促進を図ります。	
平成26年度の実績	(1)塔跡の基壇復元部分の補修等、維持管理を実施しました。 (2)樹木及び芝生の維持管理、通路について木質チップ敷設を行いました。	
平成25年度との比較等	・史跡地の利用者数（各種イベント時は除く）は、年間14,000人を超え、平成25年と26年における10月の利用者数は1138名から1243名に増加しています。	
課題又は今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・未買収地について情報を収集し、整備地が分かれていることで見学や活用がしにくい場所がないよう、一体的な整備を進めて必要があると考えています。 ・気持ちよく利用、見学ができるよう、引き続き良好な維持管理を行っていきます。 ・メディア等を利用したPRを行い、史跡ならではの活用を引き続き検討、実施していきたいと考えています。 	

施策又は主な事業に対する意見（知見）等	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財活用のさまざまな取組に多くの市民が参加していることは成果として大きい。望地遺跡での発掘調査見学会には、子どもから大人まで多くの市民が参加したことから、今後も継続してほしい。 ・文化財講演会への参加者数を見ると、市内外に多くの文化財に興味を持つ方々がいることがわかる。今後は、市外にも活用事業を発信し、市の文化財の素晴らしさを他課との連携により市の物産などを含めて、市の魅力としてアピールすることを検討してほしい。 ・市内の文化財施設、特に史跡案内看板などの老朽化が見られる。早めに計画的に修理修繕する必要がある。
---------------------	--

施策又は主な事業に対する教育委員会の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会や展示にテーマ性を持たせる等工夫し、より多くの方の参加を得たいと考えます。 ・他機関との連携やメディア利用により、文化財を海老名市の魅力の一つとして、一層の発信を行っていきたいと考えます。 ・文化財の活用の際し、企画・運営にボランティアや市民団体等のさらなる参加・協力を求めるとともに、しくみ作りも必要であると思われま。
----------------------	--

資料等

1 教育委員の活動状況

(1) 教育委員会委員

職名	氏名	就任年月日	任期	備考
委員長	海野恵子	平成20年10月1日	平成26年10月1日 ～平成30年9月30日	
委員長 職務代理者	平井照江	平成24年12月14日	平成24年12月14日 ～平成28年12月13日	
委員	岡部二九雄	平成25年12月13日	平成25年12月13日 ～平成29年12月12日	公募
委員	松樹俊弘	平成20年2月1日	平成24年2月1日 ～平成28年1月31日	
教育長	伊藤文康	平成25年10月17日	平成25年10月17日 ～平成28年12月21日	

(2) 会議への出席状況

委員名 会議名	海野委員長	平井委員長 職務代理者	岡部委員	松樹委員	伊藤教育長	備考
4月臨時会	出席	出席	出席	出席	出席	
4月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人4名
5月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人2名
6月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	
7月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人16名
8月臨時会	欠席	出席	出席	出席	出席	
8月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人1名
9月定例会	出席	欠席	出席	出席	出席	
10月臨時会	出席	出席	出席	出席	出席	
10月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人6名
11月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人3名
12月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人1名
1月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	
2月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	
3月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人2名

(3) 教育委員会議（定例会・臨時会）及びその他の活動等

【平成26年4月1日～平成27年3月31日】

月	日	種別	内容
4	1 (火)	その他の活動	教職員辞令交付式
	7 (月)	その他の活動	小・中学校入学式
	18 (金)	臨時会	審議事項 2 件 ①海老名市野外教育活動充実にに向けた「3 つの取組」について ②海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金について
	25 (金)	定例会	審議事項 2 件 ①平成 26 年度（平成 25 年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定について ②平成 27 年度海老名市教科用図書採択基本方針について 報告事項 2 件 ①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について ②非常勤特別職の委嘱について
月	日	種別	内容
5	10 (土)	その他の活動	市 P T A 連絡協議会総会
	16 (金)	その他の活動	関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会（長野大会）
	20 (火)	定例会	審議事項 1 件 ①平成 26 年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について 報告事項 3 件 ①海老名市文化財保護委員の委嘱について ②海老名市青少年相談センター運営協議会委員の辞職及び委嘱について ③海老名市奨学生選考委員会委員の辞職及び委嘱について
	31 (土)	その他の活動	小学校運動会（海老名小・東柏ヶ谷小）

月	日	種 別	内 容
6	2 1 (土)	その他の活動	市 P T A 指導者研修会
		その他の活動	教育委員と語り合うタベ
	2 7 (金)	定例会	審議事項 5 件 ①海老名市青少年相談センター条例の廃止について ②海老名市教育支援センター条例の制定について ③海老名市野外教育施設条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定について ④海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について ⑤平成 26 年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定について (非公開事件) 報告事項 1 件 ①海老名市社会教育委員の委嘱について
	3 0 (月)	その他の活動	教育行政先進都市視察 (三鷹市、杉並区)
月	日	種 別	内 容
7	2 (水)	その他の活動	教科用図書学習会
	1 2 (土)	その他の活動	親子ナイトウォークラリー
	2 2 (火)	その他の活動	教科用図書学習会
	2 3 (水)	その他の活動	サマースクール巡視
	2 8 (月)	定例会	審議事項 3 件 ①海老名市食の創造館指定管理者制度導入について ②平成 26 年度 (平成 25 年度対象) 教育委員会の点検・評価報告書について ③平成 27 年度使用教科用図書採択について
月	日	種 別	内 容
8	2 (土)	その他の活動	海老名市戦没者追悼式典
	1 8 (月)	臨時会	審議事項 1 件 ①海老名市教育支援センター条例及び海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に関する「意見の申し出」について (非公開事件)
	2 0 (水)	その他の活動	ひびきあう教育研究発表大会
	2 2 (金)	定例会	報告事項 2 件 ①食物アレルギー対応給食の提供について ②海老名市立図書館の運営状況及び中央図書館大規模改修について

月	日	種 別	内 容
9	19 (金)	定例会	審議事項 2 件 ①海老名市教育支援センター条例施行規則の制定について ②海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
	20 (土)	その他の活動	中学校体育祭 (海西中を除く)
	22 (月)	その他の活動	先進事例 (コミュニティ・スクール) 研究会
	27 (土)	その他の活動	小学校運動会 (海老名小・東柏ヶ谷小を除く。)
月	日	種 別	内 容
10	1 (水)	臨時会	議事 2 件 ①海老名市教育委員会委員長の選任について (非公開事件) ②海老名市教育委員会委員長職務代理者の指定について (非公開事件)
	18 (土)	その他の活動	中学校体育祭 (海西中)
	24 (金)	その他の活動	小学校連合運動会
		定例会	審議事項 3 件 ①平成 26 年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法について ②海老名市いじめ防止条例の制定について ③海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について 報告事項 2 件 ①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について ②海老名市学校医の辞職及び委嘱について
	26 (日)	その他の活動	安全・安心フェスタ
	31 (金)	その他の活動	神奈川県市町村教育委員会連合会研修会 (鎌倉市)

月	日	種 別	内 容
1 1	3 (月)	その他の活動	海老名文化スポーツ表彰
	8 (土)	その他の活動	家庭と地域の教育を考えるつどい
	1 1 (火)	その他の活動	海老名市・白石市姉妹都市提携 20 周年記念式典
	1 6 (日)	その他の活動	統計グラフコンクール表彰式
	2 2 (土)	その他の活動	東柏ヶ谷小学校開校 40 周年記念式典
	2 7 (木)	定例会	審議事項 3 件 ①平成 26 年度全国学力・学習状況調査の公表内容について ②平成 27 年度教育委員会予算要求の考え方について ③海老名市教育委員会関係職員の人事異動について (非公開事件) 報告事項 1 件 ①海老名市立中央図書館大規模改修工事の契約について
月	日	種 別	内 容
1 2	8 (月)	その他の活動	茂原市教育委員会委員視察 (食の創造館、中央図書館)
	1 8 (木)	定例会	審議事項 1 件 ①地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の改正等について 報告事項 1 件 ①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
	2 2 (月)	その他の活動	教育支援センター開所式
月	日	種 別	内 容
1	5 (月)	その他の活動	市教委校長賀詞交換会
	1 2 (月)	その他の活動	海老名市成人式
	1 6 (金)	定例会	議事 1 件 ①海老名市教育委員会委員の辞職の同意について (非公開事件)
	1 7 (土)	その他の活動	武道始め式
	1 8 (日)	その他の活動	海老名市駅伝大会
	2 5 (日)	その他の活動	新春はやし叩き初め大会
	2 8 (水)	その他の活動	ひびきあう教育研究指定校研究発表会 (中新田小学校)

月	日	種 別	内 容
2	4 (水)	その他の活動	ひびきあう教育研究指定校研究発表会 (海老名小学校)
	13 (金)	定例会	審議事項 1 件 ①「平成 27 年度海老名市一般会計予算のうち教育に係る部分」に関する「意見の申し出」について (非公開事件)
	14 (土)	その他の活動	P T A 活動研究集会
	16 (月)	その他の活動	ひびきあう教育研究指定校研究発表会 (有馬中学校)
月	日	種 別	内 容
3	13 (金)	その他の活動	中学校卒業式
		定例会	審議事項 10 件 ①海老名市教育委員会会議規則の一部改正について ②海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について ③海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について ④海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について ⑤海老名市教育委員会公告式規則の一部改正について ⑥海老名市教育委員会傍聴規則の一部改正について ⑦海老名市教育委員会公印規程の一部改正について ⑧公会計制度及び学校徴収金の充実に係る報告書について ⑨県費負担教職員の人事異動について (非公開事件) ⑩平成 27 年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について (非公開事件) 報告事項 1 件 ①海老名市いじめ防止条例の制定に関する「意見の申し出」について
	20 (金)	その他の活動	小学校卒業式
	31 (火)	その他の活動	教職員辞令交付式

海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画事業一覧

政策	施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
①	豊かな心を育む文化の薫るまちづくり				
	(1)	図書館事業の充実			
		図書館のリニューアル	図書館を利用しやすい施設とします。	教育指導課	
		図書館管理運営	地域に根ざした図書館運営をめざし、図書館サービスの維持・向上を図ります。	教育指導課	
	(2)	文化財の保護と活用			
		文化財の活用	海老名の歴史遺産・文化財を利活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。	教育総務課	
		文化財の保護	海老名の歴史遺産を保護し、後世へ引き継ぎます。	教育総務課	
		相模国分寺跡の整備活用	海老名市の史跡文化財の核として整備・公開し、利用活用の促進を図ります。	教育総務課	

政策	施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
②	元気な「えびなっ子」を育むまちづくり				
	(3)	青少年の健全育成			
		非行防止活動の充実	子どもたちが安心して通える学校づくりを行うため、学校や保護者、関係機関との連携を図ります。非行の防止について、啓発や街頭補導活動等を行い、青少年の非行防止・健全育成を図ります。	教育指導課	
		青少年相談体制の充実	相談機能を充実させるとともに、児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の充実に努めます。	教育指導課	
		青少年指導嘱託員活動の充実	青少年指導嘱託員としての技能の向上と併せて、親子がふれあう機会を提供し、青少年の健全育成を図ります。	教育指導課	(旧：文化スポーツ課)
		青少年団体育成事業	青少年育成団体等が行う各種活動を推進し活性化させることで、青少年の健全育成を図ります。	教育指導課	(旧：文化スポーツ課)
	(4)	子どもの居場所づくり			
		えびなっ子サマースクール事業	児童生徒の夏季休業中の居場所づくりとして学校施設を開放し、学習や遊び、芸術体験の場を提供することにより、健全育成を図ります。	教育指導課	
		海老名あそびっ子クラブ事業	放課後児童に遊びの場を提供し、学年を超えた交流を通じて創造性・協調性などを育み、健全育成を図ります。	教育指導課	
		児童健全育成対策事業	放課後において、保護者に代わって保育を行う団体に対して支援を行い、児童の健全育成を図ります。	教育指導課	
		学校支援地域本部の設置	学校活動・児童生徒の健全育成を学校、地域住民、地域団体等と連携して支援します。	教育指導課	

政策	施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
③	ひびきあう教育の実現				
(5)	ひびきあう教育の推進				
		ひびきあう教育の実践・研究	ひびきあう教育の具体的方策である「えびなっ子しあわせプラン」により、子どもたちが将来にわたってしあわせに生きていくための「確かな学力」や「よりよい集団力」、「健康・安全力」を身に付けさせます。	教育指導課	
		学校安全の確保	登下校及び学校生活における児童・生徒の安全確保の充実を図るとともに、保護者への安全意識の啓発を図ります。	学校教育課	
(6)	教育環境の充実				
		効果的な教職員配置の推進（少人数指導）	35人学級の実施及び少人数指導体制の充実を図り、きめ細かな指導体制を確保します。	学校教育課	
		コンピュータ利用教育の充実	高度情報化社会の中で生きる子どもたちにコンピュータを活用した教育を行い、情報活用能力等のさらなる向上を図ります。	教育指導課	
		外国語教育の推進	小学校における外国語活動及び中学校における教科（英語）指導の充実や、教員の資質・能力の向上を図ります。	教育指導課	
		部活動の充実	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。	教育指導課	
		WHOインターナショナル・セーフ・スクールの認証取得	安全で安心して生活できる地域や学校の環境づくりに向けて、安全上の課題の解決を図ります。学校、家庭及び地域が一体となり、セーフコミュニティ及びインターナショナルセーフスクール認証を目指します。	教育指導課	
		家庭教育等社会教育事業	家庭・学校・青少年育成団体が一体となり、よりよい教育を目指します。	教育指導課	
		効果的な教職員配置の推進（指導体制）	教職員を効果的に配置し、生徒指導体制の充実を図ります。	学校教育課	
		野外教育活動の充実	小中学校の野外教育活動の充実と保護者の負担軽減を図ります。	教育指導課	
		野外教育施設維持管理	野外教育施設の適正な維持・管理を行います。	教育指導課	
(7)	学校施設の整備・充実				
		海老名市小中学校 ルネッサンス	市内の小中学校の児童生徒数の変動と学校の規模や位置などを検討し、学校の適正配置により、教育環境の向上に努めます。	教育総務課	
		小学校施設の整備	建設後または改修後一定の期間を経た校舎等の施設・設備について、適正な時期に改修工事を行い、学習環境の整備・改善を図ります。	教育総務課	
		中学校施設の整備	建設後または改修後一定の期間を経た校舎等の施設・設備について、適正な時期に改修工事を行い、学習環境の整備・改善を図ります。	教育総務課	
		きれいで居心地のよい学校づくり	児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えます。	教育総務課	
		海老名市食の創造館の維持管理・運営	東柏ヶ谷小学校を除く市内12の小学校へ、安全で安心して、おいしく食べられる給食を安定的に提供するために、食の創造館の施設・設備を適正に維持管理します。また、災害時の炊き出し対応はもとより、幼稚園や高齢者への配食も視野に入れ、広く市民にサービスを提供する市民開放型多機能施設とします。	学校教育課	

政策	施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
(8)	教育支援体制の充実				
		特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実に図ります。	教育指導課	
		学校相談員等の派遣	学校に心理の専門家やスクールソーシャルワーカー等を派遣することで、学校教育相談体制の充実に図ります。	教育指導課	
		奨学金の給付	経済的な理由で修学が困難な青少年に対し、支援します。	教育指導課	
		就学援助制度の充実	経済的な理由による就学困難な児童・生徒の保護者に対し、経済的援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課	
		いじめのない学校づくり	いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応を図ります。	学校教育課	
		教育支援教室の充実	不登校児童・生徒に発達段階に応じた教育支援を行い、学校への復帰を支援します。	教育指導課	
		特別支援教育の就学奨励	特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者負担の軽減を図ります。	教育指導課	

3 政策 8 施策 36 事業

3 関係法令等

★ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

（1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（2） 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（3） 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

（4） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（5） 次条の規定による点検及び評価に関すること。

（6） 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

★ 海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づく委任、代理等について必要な事項を定める。

（教育長に委任する事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- （1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- （2） 委員会が定める規則等の制定又は改廃に関すること。
- （3） 学校その他の教育機関の設置、廃止、位置変更及び名称変更に関すること。
- （4） 委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- （5） **教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。**
- （6） 教育予算その他の議会の議決を経るべき案についての意見の申出に関すること。
- （7） 県費負担教職員の任免その他の進退についての内申に関すること。
- （8） 県費負担教職員の分限及び懲戒についての内申に関すること。
- （9） 県費負担教職員の人事、サービスの監督及び研修の一般方針に関すること。
- （10） 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更に関すること。
- （11） 教科用図書採択に関すること。
- （12） 非常勤特別職の職員の任免、委嘱及び解職に関すること。
- （13） 1件20,000,000円以上の教育財産の取得申出に関すること。
- （14） 附属機関に対する諮問、答申及び建議の処理に関すること。
- （15） 奨学生並びに奨学金の給付の決定、廃止及び返還の減免に関すること。
- （16） 訴訟、不服申立て、請願及び陳情に関すること。

（教育長の臨時代理）

第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項の処理について、急務その他やむを得ない事情があるとき又はあらかじめ委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、次の委員会の会議に報告しなければならない。

海老名市教育委員会 教育部 教育総務課 庶務係
〒 243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1
Tel 046-235-4916 (直通)
Fax 046-231-0277
E-mail kyoiku-soumu@city.ebina.kanagawa.jp